

令和4年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月7日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時21分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日9月7日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、7人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、6番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. 防災・減災対策について

2. 立科町総合戦略についてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。通告に従いまして、質問をいたします。

まず初めに、多発する豪雨災害等に対する防災並びに減災対策について伺います。

最近、日本各地でゲリラ豪雨と呼ばれる記録的な大雨が多発しています。報道では、事前対策への意識を高め、被害軽減につなげるため、ゲリラ豪雨傾向2022日を発表されました。7月から9月のゲリラ豪雨は全国でおよそ9万回発生し、前年比1.4倍、過去5年平均比1.9倍と、発生回数が増えると予想されました。まさにそのとおり、このところ連日のようにゲリラ豪雨が発生し、日本各地で今までに経験したことがない集中豪雨が発生し、川が氾濫、道路や橋が寸断され、住宅が流され、濁流が田や畑に浸水して、命の危険を伴う大きな被害が発生しています。

当町でもこの傾向は同じ状況であり、尋常でないゲリラ豪雨により、避難指示が出るほどの状況となっているのは皆さんご承知の通りです。この現状から、早急な防災・減災対策の必要性を感じていますが、このことについて、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま

す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

立科町防災計画の基本方針は、特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本理念としております。たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視、併せて経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものであります。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月に公布・施行され、これに基づき、立科町国土強靱化地域計画を、今年3月策定をいたしました。限られた予算や財源の中で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位の高いものから重点的に進める必要があることから、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオを設定し、これらを回避するために、重点項目を設定し重点化を図るものであります。

国土強靱化においては、自助・共助・公助が適切に連携し、防災・減災対策に取り組むことが重要であり、中でも町民一人一人の防災意識の向上が自分自身や家族を守ることにつながり、近隣住民や町内会等、周囲との様々な助け合いが多くの人命を救い、被害の軽減に大きな力を発揮することになります。

また、町では、集中豪雨や猛暑などの要因となる気候変動への対策として、地球温室効果ガスの排出量の削減に向けた事業として、高断熱の建物への改修や再生可能エネルギーの導入等、町民の皆さんに協力をしていただいております。

将来の災害が起こる可能性を低くして人命や地域を守ること、このような取組も含め、防災・減災対策は大変重要であると私も認識をしております。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私は、町は今こそ防災・減災対策本部を設置して、ゲリラ豪雨対策について早急に対応するべきだと考えています。今の町長の答弁でも、減災対策に力を置いているという答弁がございました。災害が発生してから対策本部を設置するのではなく、今、町全体として何ができるのか、それを考え、事前対応しなければならないと私は考えますが、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

町では、災害発生のおそれがある場合には、円滑な災害応急対策が実施できるよう、特に予測情報が事前に収集できる風水害や雪害にあつては、あらかじめ気象情報、警

報等の伝達体制や避難所設置準備など被害の未然防止活動を行うため、事前に災害警戒本部の設置や幹部会の開催により体制を整えております。災害の発生状況により、警戒本部を対策本部に切り替え、必要な対策を講じることになります。

また、平常時におきましても、様々な有事の際には緊急に幹部を招集して対応策を協議できる体制は整えておりますので、議員がご質問の防災・減災対策本部の設置につきましては、その目的とする内容にもよりますけれども、現状の体制においても対処できるものと考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私が申し上げたいのは、これから台風が来るから危ないっていうような、そういう予報があった時に設置するっていう形じゃなくて、今こそ緊急の状態が発生してるんですから、対策本部設置とまでは言わなくても、そういった防災対策計画について力を入れて、町全体として考える組織をつくらないと駄目じゃないかという、そのことを申し上げているわけでございます。

まずは災害から命を守ることが最優先でございます。立科町は、もともと雨の少ない地域でございます。私もそうですが、自宅に雨が浸水するなど考えたこともありませんでした。しかし、台風以上の大雨がこのところ発生し、庭が瞬く間に一面水没する様子を見たときは、これはただごとではないと強く感じました。米を保管した倉庫に水が浸入し始めたときは、慌てて排水路を確保するために必死に水路の水を出しました。一瞬のことでございます。あれよあれよという間に水があふれてくるのは本当に恐ろしいことです。雨どいからもすさまじい水があふれてきたのは、落ち葉など、ごみがたまっていたからでした。日頃から排水対策をすべきだと実感いたしました。

私の自宅の裏には水路がございます。通常は限られた水の量しか流れていませんが、大雨の降った後は濁った大量の水が流れることがあります。何か障害物があれば、あふれてしまうことも考えられます。普段から、ごみが詰まっていないか点検するべきだと思いました。

意識を変えることが最も大切なのではないのでしょうか。うちは大丈夫、今までそんなことは起きたことがないから安全ではなく、裏の山が崩れるかもしれない、近くの川や水路があふれるかもしれない、自宅が浸水するかもしれないと考え方を変えること、防災教育の必要性が今ほど重要だと私は感じています。

日頃から備えることが大切なのではないのでしょうか。誰でもちょっとしたことならできます。排水対策を事前にするだけで、被害を防ぐことができる場合も多いと考えられます。町民皆さんの防災意識を変えるための防災教育について、町の対応を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では、町民の皆様に対しまして、機会を捉え、継続的に防災に関する情報を伝達しているところでございます。

立科町におきましては、令和元年東日本台風による災害を経験し、以降、毎年豪雨による災害が頻発をしている状況でございます。また、全国各地でも局地的な豪雨や線状降水帯の発生による災害など、今年に入ってから被災現場の状況を目の当たりにしていることで、町民皆さんの災害に対する意識も、防災の備えも変化をしてきていると推測をしております。

ちなみに、令和3年度では、県政出前講座の赤牛先生出前講座と町の出前講座「わが家の防災対策～いざというときに～」、これらのタイアップによりまして、茂田井区、こちらのふれあいサロンと中尾美上下部落において防災講座を開催するなど、防災意識の向上につながる取組をしているところでございます。この県政出前講座につきましては、小学校等でも活用可能であるため、情報提供、情報共有などによりまして普及の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、消防団におきましても、経験を引き継ぎ、地区内における過去の被災箇所を中心に事前の巡回など防災対策を講じていただいておりますので、地域ぐるみでその対策に取り組んでいると承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 防災に関する情報を通知してるという回答がございましたが、通知では、見る人、見ない人、なかなか伝わらない部分が多いと私は感じています。

皆さんご承知のとおり、9月1日は防災の日でございます。1923年9月1日に発生した関東大震災に由来して、1960年に制定されました。防災の日が制定された理由は、日本が自然災害の発生が多い国であることに関係しています。当町でも、毎年、防災訓練を自主的に実施してきました。しかし、コロナ禍で様々な制限がある厳しい状況であると承知をしています。

しかし、災害は、コロナに関係なく発生をしています。防災訓練は、町民皆さんの防災意識を高め、命を守るための行動をどうするのか、防災・減災対策をみんなで考えるよい機会だと私は考えます。

私は、今後の防災訓練につきましては、ゲリラ豪雨を想定した訓練が最も必要と考えますが、防災訓練等の在り方についてどのように考えているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、日本では、その位置や地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、竜巻、崖崩れ、土砂災害、土石流、地滑り、地震、火山の噴火など様々な災害が発生しやすいことから、住民が災害について認識を深め、

これらに対する備えを充実・強化することにより、災害の未然防止と災害の軽減に資するよう、9月1日の防災の日及び8月30日から9月5日までを防災週間としているものでございます。

平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、住民が自らの命は自らが守る意識を持って行動する自助、地域住民や企業などが連携してお互いに助け合う共助、行政による公助を組み合わせ対応することが重要であり、これにより地域全体の防災力が強化されることとなります。これら目的を達成するために、毎年、防災訓練を実施しているものであり、将来起こり得ると言われる南海トラフの巨大地震に備えるため、実践的な被害想定を策定した第3次長野県地震被害想定調査報告書を基礎として、町では想定を地震災害としております。

各地区の訓練実施に当たっては、災害時に大変重要となる共助について、地域が主体となって検討いただくことに意義があるものでありますが、町では、参考として、避難訓練、地域の見回り、消火訓練、消防設備等点検、炊き出し訓練、防災啓発活動、救命訓練、土のう作成・設置訓練など、計27項目の防災訓練メニューを示し、地域の実情に合わせ、創意工夫の下、実践的な訓練を計画・実施していただけるよう、計画段階から地域担当職員も参加させていただいております。

内容からもお分かりになるように、地震災害に限らず、他の災害においても役立つ訓練でありますので、引き続き、地区役員さんを中心に、地域の皆さんが協力して実践に結びつけられるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のお答えでは、地震災害を想定している。ですから、私、言いたいの
は、今一番災害起きているのはゲリラ豪雨とかそういうことなんです。だから、そういうことを想定した中で、実際、防災訓練って町全体のは今やってないとも思うんですが、防災訓練、各地区にお任せっていうのは、今の現状だと、各地区としてもお知らせ配って終わりっていうような状況が生まれてるんです。

だから、そうじゃなくて、やっぱりある程度の訓練を実施する必要があると私は思っ
てはいるんです。だから、ゲリラ豪雨を想定した、そういうことをやらないと、やはりいざというときにすぐ対応できないっていう状況も生まれるんじゃないかと思っ
てるんですが、町長はどう考えているか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員がおっしゃった、そのゲリラ豪雨という内容でありますけども、
これ、私は、ゲリラ豪雨に限定するのではなくて、今起こり得ることはもう全て起こ
り得るということを想定してなきゃならないというふうに思います。

先ほど、担当課長からも申し上げましたけれども、いわゆる自分たちの命は自分た
ちが守る、自分が守る。そして、地域の者のことは地域がしっかりとその下支えを

し助け合う、そういった共助、そして自助。自助・共助というものがその根底になれば、やっぱり行政が旗振りだけをしてその効果は出てこない、私はそう思っています。

特に、この災害というのは、まず一番大事なのは人の命です。この命をどのようにやっぱり守るか、そのことに大前提を置いた上で、その中でこれからのいろんな災害、ゲリラ豪雨もそうでしょう。もちろん、南海トラフもそうでしょう。いろいろございます。地震や集中豪雨あるいは台風災害、いろんなことが想定されますけれども、いつまでもこの地域は安心、安全な地域だと言ってもらえる状況ではありません。

その事からも、私どもやはり行政としても、その先頭に立って、地域住民の皆様方の本当の意味での自身の命を守るという、このことをしっかりとご認識を頂く上で、やはり啓蒙・啓発活動を繰り返しながら、そして、なおかつ必要な防災の訓練をこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私が言いたいのは、地震災害を想定してることじゃなくて、豪雨災害も想定した訓練が必要じゃないかってことを言いたいんです。

それで、先頃7月12日に、当町の大雨災害がやはり発生しました。1時間の最大雨量が44.5ミリに達して、避難所の設置もされたと承知をしております。

この大雨により、道路ののり面の崩落や、田や畑への土砂の流入、倒木による通行止めなどの被害が多く発生しました。避難所の状況並びに具体的な被害状況及び今後の復旧見通しについて、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず、私のほうから、避難所の設置と避難者の状況について答弁をさせていただきます。

7月12日の18時50分に立科町に警戒レベル4となる土砂災害警戒情報が発令されたことを受け、町災害対策本部により避難所の設置を検討し、19時30分に老人福祉センターに開設、職員を配置いたしました。

21時時点で避難者がいないことから受入体制を縮小し、その後、土砂災害警戒情報が解除された23時45分に避難所を閉鎖するまで、避難された方はゼロでした。

以上です。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、私のほうからは、農地や農業関連施設につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず水田ですが、のり面崩壊と土砂流入で8か所、畑ではのり面崩壊で17か所、このうち2か所につきましては国庫補助対象となる予定でございます。水路では、土砂流入で5か所といった被害状況となっております。

また、復旧状況ですが、水路の土砂埋設につきましては復旧し、通水ができるよう

になっております。農地の復旧につきましては、8月18日に被災された農地所持者へ農地等災害復旧事業の申請書類を送付しましたので、復旧工事ができる農地につきましては、随時、行っていただければと思っております。

国庫補助対象の予定農地につきましては、今後、復旧事業による査定がありますので、改めて農地所持者へ連絡をさせていただきます。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 建設環境課関係の7月12日の大雨による災害について回答させていただきます。

災害箇所は合計で17か所、内訳は町道等の道路で13か所、河川が4か所です。

災害の状況の主なものは、畑等ののり面が崩れて道路に土砂が堆積したもの、道路の路肩が崩落してしまったもの、倒木により通行止めになったものがございます。

この17か所について、11か所は土砂や倒木を撤去等対応済み、4か所は一級河川や県道だったので県へ連絡済みです。残りの2か所は、蟹原の町道梨ノ木旧道線の路肩崩落については水稻の収穫が終わりましたら復旧工事を実施、平林山部線の路肩崩落については、国庫補助申請をしてございますので、申請状況にもよりますが、こちらも水稻の収穫が終わりましたら工事に着手できればと考えております。

なお、平林山部線は現在も通行止めになっておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答のように、大きな被害が発生しているのが現状でございます。

先日のこの大雨の災害によりまして、倒木による空き家住宅への被害状況を確認をいたしました。住宅裏山の大きな木が根こそぎ倒れてしまったためと考えられます。このような場合には、田や畑については、先ほど説明もありましたが、災害対応による補助金、災害復旧工事ができるんですが、山林は補助金対象外、補助がないとお伺いしました。だから、補助金は出ないわけです。

山林地権者に伺うと、所有者責任が発生して、損害賠償しなければならない状況とことです。後処理をするにしても、急傾斜地である大木のために、素人が伐採するわけにもいかない。大型機械が必要と思われ、業者を頼んで伐採処理をするには大金がかかってしまうとのこと。山林所有者は困って町に相談したのですが、どうにもならないとの話を伺いました。

この夏、あちこちで倒木被害が発生したと承知していますが、その状況について、町の対応を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、私のほうからは、産業振興課のほうに報告のあった

状況につきまして答弁をさせていただきたいと思えます。

産業振興課のほうには、3件の報告がありました。そのうち2件は、水路にかかっていたため、職員が枝を伐採し、水路の確保を行ったところです。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、建設環境課関係の倒木の状況についてご回答いたします。

7月12日の大雨被害についてになりますが、よろしくお願ひいたします。

7月12日の大雨での倒木は3か所で行いました。

1か所目は、藤沢の町道唐沢線で、7月12日午後7時14分に、倒木で町道が通れないと消防団から町へ連絡があり、通行止めの看板を設置いたしました。翌日13日に町職員で倒木を伐採し、午前8時58分、通行止めを解除いたしました。

2か所目は、西塩沢の町道勘左衛門線で、7月13日の午前7時15分頃になりますが、倒木で町道が通れないと町民の方から町に連絡があり、役場職員が現場を確認後、業者に伐採を依頼、午前9時30分頃、伐採が終了しました。

3か所目は、蟹原の一級河川番屋川で、7月14日の午後4時頃、町民の方から町へ連絡があり、役場職員が河川内に倒木があることを確認後、県に連絡しております。

なお、参考になりますが、この夏、主要地方道諏訪白樺湖小諸線の倒木で、町から県へ連絡してる箇所が3か所ございました。内訳は、7月16日の午前中に中尾地区で大型車通行止め、7月30日午後には桐原地区で片側通行、7月31日の午前中に、これも中尾地区で片側通行となり、それぞれ県と警察で対応頂いております。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の報告のとおり、倒木であちこち通行止めになってる現状があるんでございます。私は被害状況を確認に回ってみましたが、今でも倒れそうな木が何本か確認できました。雨の多い地域では、崩れやすい斜面は既に崩れてしまって、少々の雨では崩れることがない斜面が多いと言われてはいますが、これは言い方を変えると、立科町のように雨の少ない地域では、従来以上の雨が降ると崩れる斜面が数多くあるとのことでございます。

立科町土砂災害防災マップ、ハザードマップが各戸に配布されていて、ホームページでも確認できますが、倒木箇所は土砂災害警戒区域に多く発生していると思えます。その場所はほとんど民有林でございます。昔のように里山の手入れがされることはなく、所有者さえ分からない。木材が売れる状況もないため放置された山林、そして、その木が大木になってしまった。このことから、急傾斜地はゲリラ豪雨などで特に危険な状況が生まれています。倒木が通行車両や歩行者を巻き込むおそれさえございます。事故が起きてから、遅いのです。だから申し上げてるんです。

ゲリラ豪雨による危険度は増す一方です。私は、以前から森林税を活用した里山整備を早急に行うべきと担当課には申し上げておりましたが、最初に所有者確認意向調査が必要とのことで、間伐等の里山整備事業は全くというほど進んでおりません。土砂災害警戒区域から手をつけて、早急に間伐事業を実施すべきではないですか。緊急を要するから度々申し上げます。災害は、今、発生しています。町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

立科町における民有地は、人里に近い山林であり、集落に隣接してる山であります。

里山は、数百年にわたって、日頃の生活に必要な燃料などを供給してきました。里山では、まきや炭の活用により伐採し、切り株から萌芽し里山を再生し、15年から30年程度、短い周期で行われてきたために、現在のような大木ややぶが繁茂している里山にはなっていなかったというふうに私は思っております。

こうした中、手入れが行われてこなかった里山の整備を中心に、平成20年度から、長野県において、長野県森林づくり県民税、通称森林税の活用による事業がスタートし、里山整備を中心とした事業を進めております。

当町でも里山の間伐は行っており、土砂災害警戒区域の限定はしていませんが、今までに約85ヘクタールの里山の間伐を実施してきたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今、町長の答弁で、里山の間伐を行ってきたという回答がありましたが、今、説明あったとおり、長野県森林づくり県民税、森林税は平成20年に導入され、今年で早くも15年目となるわけです。県民税の均等割に500円が加算されていて、私も忘れていましたけども、私たちが知らない間に、均等割として町民皆さんも毎年500円を納めてきています。

森林づくり県民税は、そもそも民有林の森林を健全に育成するための間伐を重点的に推進するためのものがございます。森林税の活用事業の1番目の項目につきましては、防災・減災及び住民等による利活用のための里山の整備事業でございます。防災・減災のための里山等整備事業の必要性・独自性として、山腹崩壊の危険度、保全対象からの距離、森林管理の状態の3つの視点から、危険性が高い箇所を絞り込み、間伐を実施するとされています。補助率は10分の9で、事業主体は市町村、みんなで支える里山整備事業の令和4年度の事業予算は2億9,000万円と、毎年多くの予算が計上されています。

今の活用の中身なんですが、立科町では、この森林税創設以来、活用事業を具体的にどのように進めてきたのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

町長からも答弁がありました。まず里山の森林整備への取組につきましては、平成21年度から、古町地区や茂田井地区を中心に間伐を約80ヘクタール実施してまいりました。

令和3年度におきましてですが、河畔林整備としまして長野県が実施をしました芦田川の中尾から美上下間や、町が実施しました植木沢川の整備を行い、県民協働による里山の整備・利用事業では、宇山地区において安全技術研修会や伐木造材安全講習会を開催しておりますところでございます。

また、佐久森林組合におきましては、宇山地区の個人所有者の同意を得まして、間伐ではなく更新伐といった、アカマツ林を違う樹種に変えていく方法により全面伐採を行い、再度、里山として生まれ変わるよう進めておるところでございます。

町では、森林づくり推進支援金によりまして、松くい虫防除対策への補助金や県産材を用いましたベンチを作製し、森林税を活用しておりますところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のお答えでは、平成21年度から行ってきたという内容なんですが、私、先日、佐久地域振興局の林務課に伺いました。立科町の最近5年間の実績というのは、これについては確認できませんでした。

今年、佐久地域振興局の管内では、5つの市町村が長野県森林税の活用事業を行っていると伺いました。地域振興局では、毎年、翌年の事業要望を市町村に行っていると伺いましたが、実際、里山整備が進んでると私はあまり思っていないわけですが、最近、この事業を行っていらっやらないと私は思っているんですが、それについて、その理由を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

この森林税を活用する場合には、個人所有者の、先ほども言いました、同意が必要となっておりますところでございます。こちらにつきまして、現在、森林環境譲与税を活用しまして、個人の森林所有者への意向確認を行っておりますところでございます。この意向結果をまとめまして、里山の森林整備を進めたいと思っておりますところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 里山の整備のために、意向調査で6年もかかるというようなお話があったかと思うんですが、6年も待ってらんないから話をしてるわけですが、

今のお答えで、最近やってない状況だと思うんですが、それについては、こんなにいい事業があつて、里山整備つて、古町と町だけが里山じゃない。町全体として見た

ときに、危ない箇所が幾つもあるってことを私は認識してるんですが、それについてなぜ今までやってこなかったってことを聞いてます。もう一度お伺いします、担当課長。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

里山、今までも答弁させていただいておりますが、個人の山ということでありまして。この個人の皆さんの同意を頂かないと間伐の事業実施が進められないというところがありますので、そちらの同意がなかなか得られないという状況で間伐が進んでなかったということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） なかなか、それは個人の同意って言ってるんですけど、いずれにしても災害は現地で発生してて、今、災害発生して通行止め等が起きている状況があるわけですね。里山整備は、適正な間伐をしていけば、力強い、災害に強い森林が生まれるってことは言われています。それについて、結局、今、答弁の中では、ほかの地域、立科町の全体の地域として、危険箇所を優先して、当然その所有者が分かるのは役場なんです。国土調査が済んでるのは役場で、民間では分からない、個人では分からないわけですから、そこを中心として、早めに災害が発生しやすいところから意向調査をして、すぐ事業に取りかからないと、ますます災害をただ指をくわえて見てるような状況になってしまうから申し上げてるんですが、それについて、その考え方っていうのは、もう一度お伺いします。意向調査は6年もかけるんですか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

意向調査、6年かけるかということですが、里山の面積等、いろいろとありまして、当初、各、大きく地区ごと分けておったものが6年かかるということがございますので、再度、こちらの面積等、精査をしまして、早めにそれぞれの意向調査をしていきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 現在、災害が発生してるから度々申し上げているところで、緊急性の高いところを優先して町が取りかかっていたらいいかなと、これはそのたびにまた、今後、災害増えると予想がされるわけでございます。町長はその辺、緊急性の高いところから先に里山整備を私は行うべきだと思うんですが、それについてはどういう考え方を持ってるか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私、冒頭申し上げましたけども、里山の整備の歴史というのは、地域住

民それぞれの所有者の方が里山をしっかりと整備をしてきました。しかしながら、近年のこういった情勢下の中では、なかなか里山に手が入らない。その中で、手を入れるためにはどうするかという中では、そうは言いますが、所有者の皆さんの同意が得られなければその中に足を踏み込むこともできません。そのことがまず第一段階ですが、今、議員おっしゃった、災害が起こりやすいというのがここだと限定することの難しさもありますけれども、やはりそれは急傾斜の地域がある程度は想定されるのかもしれませんが、そういったところにおいても、町はこれから意を用いてやっていきます。

なお、先ほどいろいろと、意向調査を何年もかけてという話がありますけれども、意向調査をしてる間、何もしないというわけではございません。もう既に宇山、山部等々、意向調査も済んできとるわけです。これらについては、県とも相談をしながら、県の事業を取り入れてやっていくということも、今、検討しております。と同時に、災害に強いという部分の中では、そういったところもこれから注視をしてみたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 町民皆さんが困っている現状があるから、こんなに強く申し上げてるわけでございます。毎年、森林税を払ってきとるわけです。町の責務として、一日も早い危険箇所の里山整備事業を行っていただくよう、町長の答弁もありましたが、強く要請したいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

立科町総合戦略の進捗管理と計画の見直しについて伺います。

私は、まち・ひと・しごと創生総合戦略は立科町行政施策の基本となるもので、各課の具体的な政策目標、事業を網羅し、事業が目標どおり推進しているか検証を行い、今後の町の方向性を確認する大変重要なものであると考えていますが、町長はどのように考えているのか、お伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

全国的な少子高齢化による人口減少の加速化と東京圏への人口一極集中が大きな課題となっておりますが、地方においても将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的に国はまち・ひと・しごと創生法を定め、これに基づき、当町は平成27年度に立科町総合戦略を策定し、計画期間の満了に伴い、令和2年3月に第5次立科町振興計画後期基本計画と一体化した現総合戦略を策定をしております。

総合戦略では、K P I、重要業績評価指標の数値目標を設定し、施策をP D C Aサ

イクルで評価検証を行う際に、外部有識者等の意見を活用するため、総合戦略評価委員会を設置して評価検証を行っており、この評価検証に基づき、施策の改善に取り組んでるところでございます。

評価委員会の委員は、議会の常任委員長をはじめ、町内各団体の長など12名の方を委嘱し、本年は8月4日に開催をしたところであります。

評価委員会では、各課や役場内の考え方だけでなく、広くご意見をお聞きすることで、職員では気づかない見方や発想もございますので、このような施策の評価検証、そして改善に結びつけるこの仕組みは、活力あるまちづくりにおいて大変重要であると私も捉えてるところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変重要であるという認識はあるということ。

総合戦略については、政策分野ごとに、基本目標及び具体的な施策に基づき効果を客観的に検証できる目標値が設定されています。毎年、目標値を目指して事業を実施し、翌年、成果を検証します。そして、検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて総合戦略が改定されます。

各担当課でまず自己評価を実施し、A、B、C、D、Eの評価を行い、翌年度の改善が示されます。その後、総合戦略評価委員会の評価が行われ、評価委員会の評価並びにコメントを付して、ホームページで公表が出されます。

私は総合戦略の評価委員を務めておりますので、評価の際に気がついたところをお伺いします。

まず、基本目標1でございますが、「活気ある経済を創造するまちづくり」でございます。

持続的な農業の発展、森林づくりを支える基盤整備、商工業者の経営支援、豊かな自然を生かした観光振興などの施策の展開でございます。

14項目全ての自己評価がCとなっております。C評価は、「ほぼ目標どおり又は目標をやや下回る程度に進捗しており、改善事項を的確に反映し、事業を推進する」となっています。A評価の「目標以上に進捗」やB評価の「目標どおりに進捗」の項目が一つも見当たりません。

町長は、この評価を踏まえて、活気あるまちづくりが順調に進んでると考えていますか。伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

持続的な農業の発展、森林づくりを支える基盤整備、商工業者の経営支援、また、豊かな自然を生かした観光振興などの施策を令和3年度も引き続き実施をしてきたところであります。担当課の評価はCということでありまして。

主に、施策として、農林業ではニホンジカの捕獲頭数が目標より下回ったところですが、新規の猟友会員の確保ができ、また新規就農者の確保や新たな認定農業者の確保が行えたこと、また森林整備面積では、間伐面積が下回りましたが、本年6月に当町で開催をしました長野県植樹祭の会場として、令和3年度においてカラマツ林約3ヘクタールの皆伐を行い、成熟したカラマツ林を更新し、新たな森林へと生まれ変わりました。

観光商工業では、コロナ禍ではありましたが、令和2年度より回復はしてきていると推測をされておりますが、以前のようなにぎわいまでには達していない状況であったものの、回復の支援にも努めてきたところでございます。

こういったようなことから、それぞれの施策達成のための取組等について評価を行ったところであります。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私が申し上げたいのは、14項目全てがCなんですよね。AやBが1つ2つあってもいいんじゃないかと思うんですが。自己評価がCということなので、その点がやっぱり問題があるので、やっぱりもうちょっと、実際に施策を実施してる段階で高評価のものが出てこないと活性化ができないんじゃないかってことを申し上げます。

続きまして、基本目標2でございますけども、「豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり」です。

住環境の整備と定住・移住の促進、自然環境・景観の保全と土地利用、交通網の総合的整備などがございます。

B評価の住宅断熱性向上リフォーム補助事業でございますとか、A評価のテレワーク推進事業は順調に進捗していると期待をしておりますが、C評価であります町道整備の推進や地域交通対策事業などについては今後検討の余地があると私は思っておりますが、このことについて、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、私のほうから、町道整備の推進についてお答えをさせていただきます。

具体的施策の町道整備の推進の事業概要としては、交付金事業による幹線町道の改良工事を行い、幹線町道の機能及び利便性の向上を図っております。

この項目の令和3年度の評価としては、建設係で優先する事業が令和元年度災害及び2年度災害の復旧が主な事業であったため、社会資本整備総合交付金の活用をした道路整備事業がなかったこと及び公共施設等適正管理推進事業債を活用して幹線町道の舗装工事等を行い、成果指標である道路ストック総点検路線舗装修繕率が令和2年度より0.4%増加して56.9%にはなりましたが、目標の60%に達していないことによ

りC評価といたしました。

ご質問の今後の改善内容とすれば、令和4年度事業として、公共施設等適正管理推進事業債を活用した幹線町道の舗装工事を増嵩しております。また、社会資本整備総合交付金を活用して整備する事業についても、引き続き検討するとしておるところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） たてしなスマイル交通の運行及び福祉型デマンドタクシーの運行につきましてお答えしたいと思います。

この運行につきましては、立科町地域公共交通活性化協議会において、年度ごとの運行実績から評価検証を行い、必要な改善策を検討し実施しております。

令和3年度の実績に基づく令和4年度改善策としては、運行効率の向上を目的に、一部路線のダイヤを改正することが決定しております。そのほか、利用促進策として、バスの乗り方を知ってもらうなど公共交通をPRするような取組も行う予定でございます。

また、佐久方面への中山道線は、昨年10月に千曲バス株式会社による自主運行が廃止され、当町と佐久市が委託運行を開始しました。その際の減便分を補完するため、本年2月から、町内から佐久市内の特定の地点まで通常よりも安い料金でタクシーを利用できる、たてしな定額タクシーチケットの販売を望月ハイヤー有限会社と連携して開始しております。令和4年度では、この効果も確認し、実績を基に評価検証を行い、改善に向けた取組を実施してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 基本目標3は、「郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり」でございます。

教育・文化・スポーツ・生涯学習、確かな学力と豊かな人間性を育む立科教育の推進、歴史文化の保全・継承事業などでございます。

コロナ禍で人の集まりが制限され、C評価が多くなっています。

スポーツ活動については、感染症対策で教室の多くが中止となり、最も低いD評価となっています。このままでは、地域の教育・文化・スポーツなどが停滞し、地域の活性化が失われてしまうおそれが大変心配されます。

この3年間、町民まつりも中止、各種行事、スポーツ大会が軒並み中止となってしまいました。しかし、国でも、コロナと共存して経済を回す方向に動いていると思われれます。

コロナ禍でもできることを考え、事業を推進して地域の活性化を図るべきだと私は考えますが、担当課長のお考えを伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

地域の教育・文化・スポーツ事業の継続による地域の活性化につきましては、非常に重要なことと理解しております。

特に、社会教育関係のスポーツ活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の防止対策の観点から、開催や実施が困難な状況が続いております。

教育委員会では、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催等に当たりましては、開催等の可否を分館長、スポーツ推進委員、友好都市の事業担当者のご協力を頂きます皆様事前に相談申し上げておりますが、寄せられますご意見等はいずれも、コロナ禍のため、大会開催等に慎重論が多い状況であります。

日頃から、教育委員会では、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催等に向けて準備を進めておりますが、関係者の皆様にご理解、ご協力を頂戴しなければならないところもあり、難しい判断が続いております。コロナ禍が収まり、以前のように各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催・実施できることを願っているところであります。

なお、一部ではありますが、ゴルフ教室等、密閉・密集・密接の3密に対策を講じまして、継続開催している事業もございます。また、分館人権学習会や文化祭等、テレビ放送、YouTube、貸出用DVDを活用するなど、開催方法を変更し、工夫を凝らし、継続している事業もございます。

今後とも、コロナ禍におきましても、3密に対策を講じまして、町民の皆様が安心安全に参加可能な事業の継続による地域の活性化に努めてまいりたい所存であります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 質問項目、まだあるんですが、ちょっと時間が迫っておりますので、そろそろまとめをさせていただきます。

立科町総合戦略につきましては、様々な立科町の行政の基本となるものだと承知しております。その中で、毎年評価行われて、改善されないと評価する価値がないので、その辺について、どこを改善して、次はそれを基にして施策を実行するかってところが一番重要だと私は思っています。それについて、毎年、評価、自己評価で終わりではなくて、次年度、ぜひ評価が上がるような方向で施策を展開していただきたい。変更しなければいけないところは変更していただきたい。

その辺のところを、よく職員の皆さん団結して頑張っていただかないと、なかなか町が、行政がいい方向に進んでいかないって部分があると私は考えてますので、それについては、町長、率先して、この総合戦略を基に、評価の低いところを、ぜひ高い評価になるように、今年の事業評価がぜひAとかBの評価に多くなることを期待しまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. オーラルケア（口腔衛生）について**
2. 新規大型事業3件追加、職員の負荷について
3. 芦田川の葦刈りについてです。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 通告に従いご質問します。

最初の質問ですが、オーラルケア（口腔衛生）についてです。

この質問について、令和元年12月定例会議で、私がオーラルケアに関して一般質問しました。それを反映していただいたのか、よく令和2年の一般会計当初予算で、歯周病検診が予算化されました。目的・内容は歯の喪失を予防するとともに、健康自立への意識の高揚と実践に結びつけ、健康を維持する、町内の40・50・60・70歳及び妊婦に受診券を発行し、町内歯科医院で受診してもらうということです。

以前の一般質問でも述べましたが、認知症やその他の病気の予防対策として、虫歯治療を含めたオーラルケアが非常に重要です。かむ力や飲み込む力がないと、誤嚥性肺炎になったり、栄養が摂取できず栄養不足になります。また、歯周病菌は、唾液や血液で運ばれ全身疾患を起こします。歯周病の人は心臓病や糖尿病になるリスクが高いそうです。まさに負の連鎖です。おいしく食べることは人生の喜びであり、生きる力であり、人生食べられなくなるとおしまいです。

私、最近、たまたま歯医者さんにかかったんですけども、この中にこういう信濃地域医療というのが置いてありまして、これ自体はフレイルについて書いてあるんですけど、松本市立病院の清水先生という方が書いてあるわけです。中を見ると、結構オーラルケアについても関係しているところがありますので、ちょっとそこから抜粋して質問をさせていただきたいと思います。

これ、今の時代、人生100年の時代と言われるんですけども、ただ100年生きるということではなく健康寿命が大事です。長野県の平均寿命は男性81.75歳、女性87.67歳ですが、健康寿命は男性72.1歳、女性74.72歳と大幅に下がります。10年以上介護生活をしていることになるわけです。

健康と要介護の間にフレイル、脆弱という期間が存在して、フレイルを放置しとく

と要介護に進展するわけですが、フレイルに適切な介入で健康に戻るという可逆性があるそうです。フレイルの予防策は、適度な運動で筋力を維持することと、少しずつでも毎日10品目の食品を摂取することが大切です。

最近では、政府が毎年歯科健診を義務づける制度を検討しているということでもあります。オーラルケアの重要性が高まっているということが書かれています。

町長にお伺いします。広報たてしな9月号にもありましたが、現時点での歯の健康やオーラルケアの推進状況についてお尋ねします。

また、関連してですが、特定健康診断ですが、受診率は50.5%で半数と、低いと思います。今後、どのように向上させていくのでしょうか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、中島議員の質問にお答えをさせていただきます。

歯の健康や口腔衛生の推進の状況についてですけれども、ご質問の歯科健診のほか、特定健診の結果相談会における歯科相談、主に50歳以上の町民を対象としたお口の健康教室、また、75歳から79歳で一定の要件に当てはまる方を対象に、長野県後期高齢者医療広域連合が実施をする歯科口腔健診などにより取り組んでおるところでございます。

また、口腔衛生とは別のことになりますが、特定健診の受診率、これは国民健康保険加入者についての特定健診の受診率であり、令和3年度の実績値はまだ出ておりません。55.5%とおっしゃいますのは、平成30年度の受診率でございます。

この受診率は、他の自治体などと比較して低い数値というわけではございません。令和2年度には、この数値が43.6%に下がりましたが、要因としては、コロナ禍のため受診勧奨などを見送ったことなどが影響していると考えております。令和3年度の状況としては、令和2年度より回復傾向にあります。

今後、この受診率を向上されるための取組について、受診勧奨の再開、特に国保ヘルスアップ事業を取り入れた外部委託による受診勧奨を計画しておるところでございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） オーラルケアの場合、自己負担ということなので、歯科医によって費用が違うと思うんですけども、その点歯周病検診、実際の運用はどのように行われてるのでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

歯周病検診などについて、一般的には自由診療となり、おっしゃるとおり歯科医によって費用は異なると思われます。

町の健診の対象となる方には受診券を送付し、それによって町内歯科医院にて受診していただくこととなります。健診料金は、委託契約により1人当たり一律3,600円としており、これを町が負担することによって、検診のみで済む方は自己負担なく受診することができます。

別途指導や治療が必要となった場合は、機会を改めていただくなど通常の保険診療などで受診していただくこととなります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） お口のことなんで、コロナっていうのは非常に影響あると思うんですけども、令和2年と3年の実績をお伺いしたいんですけども、何歳の人は何人受けたのかっていう、あとは、その年代の人口に対する受診率、何%だったんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

令和2年度におきましては、コロナ禍によりまして、口を開ける歯科健診の実施は見送ったため実績はございません。

令和3年度につきましては、40代が6人、50代が6人、60代が11人、70代が11人、妊婦が9人、合計43人でした。全体の対象者が435人ですので受診率は9.9%でございます。

ただし、国保以外の健康保険に加入されている方については、それぞれの健康保険で任意の助成制度がある場合がありますので、それによって受診されている方もいるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） とりあえず国保でやってる方は9.9%ということだと思うんですけど、それに対しての令和2年度、今、ゼロだったってこと、到底しょうがないんですけど、令和3年度の中で、受診に対する目標値、このくらいは受診していただきたいというようなのはあるんでしょうか。それに対して受診率に届いているのか。もし届いていなかったら何か対策等があるんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

明確な目標値というものはございません。

なお、既に歯科の治療中の方などについては、この歯科健診の対象にはなりません。

今後につきましては、これらの健診につきまして継続して周知を図りまして、多くの方に利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 令和3年度の予算を確認したら、予防費の中に歯周病検診という項目があったんですけど、令和4年度の予算の中にこの項目が見受けられなかったんですけども、令和4年はもう中止してしまったのでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

これは、予算書の表記について若干変更したのみでございまして、中止ではなく、令和3年度も令和4年度も同額の50件18万円を見込んで計上をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 令和4年度も引き続きやっておられるということなんですけど、多くの方が受診していただけるといいですけども、それで、ただ今の制度ですと、10年置きに券を出しているということなんですけども、その間に、もう何にも感じない間に、変化というか異常が発生してしまう可能性があると思うんですけども、ひどくなると歯科衛生士さんに聞くと、顎の骨まで異常を来すような事例もあるそうです。

私、ここで提案なんですけども40・50・60歳と妊婦さんについては現状どおりでいいんですが、65歳以上の方の高齢者の皆さんには全員を対象とし、半年に1回ぐらい健診ということはできないでしょうか。人口減少の中で、高齢者の方に元気に過ごしてもらうことは非常に重要なことです。多くの方がオーラルケアをしてもらうよう行政も動いていただきたいですが、どうでしょうか。また、この場合の費用は、概算でどのくらいになるのでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

歯科健診実施の趣旨といたしましては、主に歯の健康について関心を持っていただくところとございまして、10歳刻みということにしているところとございまして。歯の健康が大事であるという認識を持っていただき、以後相応のご負担をしていただきながら継続していただくことを基本として考えております。

65歳以上、半年に1回というご提案につきましては、そのようなご意見もあるというふうに承りたいと存じます。

また、ご提案の場合の概算費用については、65歳以上人口が約2,600人、年に2回、1回当たり3,600人を積算いたしますと年間1,872万円、仮に利用率が50%ですと936万円、利用率が10%の場合には約187万円というふうに試算をいたします。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほどのこれにもあるんですけども、国のほうでも何か検討を始めたっ

という、義務づける制度を検討を始めたということは、ちょっと情報がないんですけども、これだけでお話ししているんですけど、町のほうとしてもそれに先駆けてやっていただければいいかと思うんですけど。

今の費用、受診率によって変わってくると思うんですけども、過疎債の持続的発展計画の中に、健康づくり歯科健診事業という項目がありまして、過疎債を有効に利用できないかってことなんですけど、そこで対応できないんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

過疎債につきましては、健診なども含むソフト事業につきまして、起債の上限金額が町全体で年間3,500万円となっており対象事業については今後検討していくこととなっております。

また、本件に限らず補助事業の対象となる場合も考えられますので、具体的に事業を計画するに当たっては検討することになるかというふうに考えます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほどから言っていますけども、これから口腔衛生、オーラルケアは大変なことだと思いますので、過疎債も有効に利用しながら多くの方が受診できるようにしていただきたいと思います。

これは、関連するっていうことなんですけど、特定健康の受診率、現状55%ってことで、令和6年度までの目標に60%ってというのは、これ、町の計画の中にあっただと思うんですけども、あと10%近く増やさなきゃいけないんですけど、具体策はあるんでしょうか。できれば70から80ぐらいが本当はいいと思うんですけど、その辺はどのようにお考えなんですか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

特定健診の目標受診率は、国の定める特定健康診査等実施計画によりまして、市町村国保は60%以上とされていることから、多くの市町村で60%とされているというふうに認識をしております。

当町の平成30年度における受診率50.5%については、長野県内市町村の平均値46.9%を上回っております。

今後、この受診率を向上させるための具体的な取組としましては、冒頭町長も述べましたが、受診勧奨の再開、とりわけ国保ヘルスアップ事業を取り入れ、外部委託により対象者をグループ化し、グループごとに効果的と思われる方法で受診勧奨を実施する計画であります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、立科町は食育を通して、赤ちゃんから高齢者まで、みんなが健康で過ごせる町になってほしいと思います。それにはオーラルケアの推進、特定健康診断の推進等、非常に重要と考えるので、よろしく推進のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問、新規大規模事業3件の追加となったが、職員の負荷は大丈夫かということです。

今年度一般会計、一般予算の決定後に、次の事業が追加となりました。立科町過疎地域持続的発展計画に係る過疎対策事業債の事業、デジタル田園都市国家構想推進事業、観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業、どの事業も人口問題の対策、農村のDX化、観光地の再開発と活性化と町の維持存続には重要な事業であり、頑張って推進していただきたいと思います。

町長に伺いたいのですが、個々の事業の内容の質問はいたしません、職員の負荷が非常に心配です。大丈夫でしょうか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

なお、この問題、この関係につきましては、若干時間がかかるかと思いますが、お聞きをいただきたいと思います。

令和4年度一般会計の当初予算は、前年度比3.4%、1億5,000万円の増額となる45億9,000万であります。予算編成に当たりましては、日頃から私申し上げていますが、人口減少・少子化対策、環境対策、産業振興、そして何よりも住民の安心安全な生活の維持など、町が抱える課題として私が掲げた4つの重点指針に基づく主要施策を中心に、様々な視点で、きめ細やかな予算とし、現在、執行に当たっているところでございます。

その中で、中長期的な計画として、財源等を含め事業実施時期を模索しておりました課題等につきまして、今年度、国の補助事業や、当町が新たな過疎地域に追加させるなど、事業実施の見通しにより順次補正予算に計上し、議決を賜り進めてまいりました。

第1号補正では、新型コロナ対応臨時交付金事業のほか、国が推進するデジタル田園都市国家構想の推進交付金を活用した情報配信サービスプラットフォーム構築事業であります。これは、国の補助金を申請する中で、交付決定の見込みに鑑み、補正予算による新規事業の追加をさせていただきました。

本年1月に、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金が公表され、実施計画を

2月に国へ提出し、3月に内示を受けたことから、第1号補正に計上いたしました。

このため、この事業は昨年度中に事業計画等がほぼ決まっており、第1号補正も3月中に議決を頂きましたことから、年度当初にこの事業の実施も踏まえて職員の事務分掌等を決めております。

第5号補正では、観光庁の補助事業、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業を活用した女神湖周辺エリアの環境整備として、廃屋となっている宿泊施設の解体と女神湖センターの改修事業費を計上いたしました。これは、ポストコロナに向けた観光地再生の取組を国が強力に支援するものであり、町のほか地域の観光事業者の皆さんと一体となって取組をしなければ採択されない事業であります。

特に町では、女神湖畔の大型廃屋建物につきましては、約10年前から法的な問題解決や近隣整備など準備を進めてきたものであり、今回の事業採択により、ようやく解体の実現と今後の跡地利活用等、前進することができるものと期待をしております。

また、今定例会に提出しております第6号補正には、過疎対策事業債を財源として、各種事業に活用する計画とし、新規事業としては、町有施設の照明器具LED化整備を計量したところであり、今年度は年度の中途でもあるため、事業実施期間を考慮した上で施設を選定したものでありますが、町有施設の照明器具LED化整備は、立科町地球温暖化対策地域推進計画及び実行計画に基づき順次計画的に実施し、CO₂排出量の削減に取り組んでいくものであります。

このように、議員が掲げた3つの事業実施につきましては、いずれも町の重点指針に基づくものであり、併せて国の政策に基づく財源措置の情報を的確に収集し、確実に確保しながら進めている結果であります。

事業内容やプロセスは異なりますけれども、どの事業も相当なボリュームがございますので、携わる職員の業務量や負担の増加を懸念いただき、私としても議員に感謝を申し上げる次第でございます。

業務を進めていくに当たっては、本年度以前から検討し準備をしていたもの、また、コロナ禍により従来からの事業が実施できず、業務量が減少しているものもありますので、全体の状況も把握しながら、住民サービスの低下を招くことなく、必要な新規事業も行ってまいりたいと考えるものであります。

併せて、課内や関係課を横断した連携により、進捗状況や協議など理事者を含めた打合わせも随時行いながら、期間内の事業完了に向け取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、これら事業の通常業務のほかにもコロナ対策、災害対応など、業務量の増加が想定される中ではありますが、どの時期を逃さない重要な業務でありますので、限られた人員ではありますけれども、目的達成のため理事者を含め職員一丸となって事業遂行に注力してまいりたいというふうに考えております。

その中でも、業務の外部委託なども予定をしながら効率化を図り、全体のバランスも考慮しながら確実に事業実施を進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましても、今まで以上にお力添えを賜りたくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今の答弁の中で、町長の言葉が、ボリュームが増えて大変であるっていう、職員が大変であるという認識をされていたのは、喜ばしいことだと思います。何らかの対応はしていただけるものだと思います。

具体的な質問に入りますけども、これら担当部署とその担当部署の職員とのこの事業に対するコミュニケーションというのは取ったんでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

まず最初に、過疎地域持続的発展計画に係る過疎対策事業債の事業として、今回補正予算において追加計上しました町有施設のLED化事業につきましては、担当が総務課、教育委員会、保育園で管理する施設であるため、それぞれ所管となりますが、事業実施に当たりましては、コミュニケーションを図ることで効率的に実施ができるものと考えております。

続いて、デジタル田園都市国家構想推進事業による情報配信サービスプラットフォーム構築事業は企画課が所管をし、この事業も含め年度当初に職員の事務分掌等を決め、担当職員とコミュニケーションを取りながら事業の進捗管理をしているところでございます。

3つ目の観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業、こちらにつきましては、廃屋の解体工事は総務課が所管をし、女神湖センターの改修事業については産業振興課と企画課が連携をしてシェアオフィスの改修を行なってまいります。この事業を進めるに当たり、国関係事務所との協議また地域計画の作成や事業者、観光協会等の全体調整などにつきましては、関係する3課が連携して進めてまいりましたが、今後も、事業完了までそのような体制を継続していく予定でございます。

このように所管が中心となり、関係する部署や職員とはコミュニケーションを図りながら進めていかなければ、結果的に事務が煩雑になったり、期限に間に合わないなどのトラブルも生じやすくなりますので、情報共有や進捗管理、ミーティングの開催等によりまして、適宜に確認を図っていくことが重要であり、そのように進めてきているところであり、今後も同様でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 特に部署が横断するっていうのは、連絡をしっかりしないと進まないと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

各事業の概算予算と日程はどうなっているのか、現在までの推進、進捗状況をお聞かせください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） まず、デジタル田園都市国家構想推進事業についてお答えします。

この事業は、概算予算額2億円で、6月中旬に情報配信サービスプラットフォーム構築事業として、プロポーザル方式による審査会を開催して委託先を決定し、現在、委託事業車とシステム構築に向けて打合わせを進めております。そして、今後、年明け以降にタブレット端末の全校無償貸与及び操作等説明会を実施する予定であります。

また、広報8月豪雨をはじめ、民生児童委員会及び区長、部落長が出席する町政懇談会で周知を行なっております。

加えて、佐久浅間農業協同組合でも立科有線運営委員会を8月に立ち上げ、この事業への移行に向けて調整を図っているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 続きまして、過疎地域持続的発展計画に係る過疎対策事業債の事業についてお答えをいたします。

今回の補正予算に計上いたしました町有施設の照明器具LED化事業で申し上げますと、3施設で総額約6,400万円となっております。予算をお認めいただいた後に、業者選定、入札等を経まして、今年度中の竣工を予定するものでございます。併せて起債の協議も行っております。

そのほか、本年度の当初予算及び補正予算に計上し、既にお認めいただいている事業の財源として、今回、過疎債を充てておりますので、過疎債の事業限度額といたしましては1億4,660万円と定めたところでございます。

次に、観光地の再生・観光サービスの高付加価値観事業でございますが、この事業は大変タイトなスケジュールで進んでおりまして、併せて事業参加者も町のほか13の事業者が一体となって、来年2月末までに事業を完了しなければならないというものでございます。

ご承知のように、年度当初から情報収集を始め、7月15日に地域計画が採択されたことを受け、8月9日には、臨時会において必要経費を盛り込んだ補正予算を議決いただいております。

廃屋の解体撤去は、3件で総額約4億2,500万円、そのうち約1億4,500万円が国の補助金、1億5,000万円が積み立てた基金を取り崩して事業費に充てるものでございます。

また、女神湖センター改修工事では総額4,500万円、うち2,000万円が国の補助金でございます。

現在は、個別に交付申請を行い、廃屋の撤去3件につきましては、9月1日と2日

に交付決定となったところであります。

女神湖センターの改修事業につきましては、交付決定を待っているところであり、準備が整った事業から入札など順次進める予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） どの件も、内容を聞いているとタイトな日程で、ご苦労さまです。大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

デジタル田園都市の関係と観光地の再生高付加価値は、今、単年度予算っていうことを聞いているんですけども、令和5年以降の継続事業とか付随事業というのは全くないのでしょうか。そのための要員の対応は、事業がなければ不要なんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想推進による情報配信サービスプラットフォーム構築事業は、本年度でシステムの構築等が完了する予定でおりますが、情報の発信や転入転出によるタブレット端末の管理、タブレット端末の故障等による対応等は次年度以降も続きます。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 続きまして、観光庁の補助金に係る事業につきましては、翌年度以降予定をしておりますが、今年度この事業の対象に含められなかった事業については、財源も含め時期などについても今後検討を進めていくこととなります。

これら事業に係る今後予想される業務についての体制につきましては、町全体の業務量・業務内容等に応じまして、毎年度適正な人員配置がされるものと承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 2019年は、台風19号の災害対応、それ以降は今年度新型コロナ対策等で、職員の皆さんの負担も大きかったと思います。19年、20年、21年度の職員さんの平均残業時間を教えてください。またそれを、個人名と部署名はいいんですけども、そういう人や部署によるばらつき等はあったのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

毎年度、給与の実態調査により算出をしております。決裁を受けた時間外勤務時間の平均を申し上げますが、調査対象者が一般会計に属する町部局の一般職員で、管理職は除いた人員で総時間数を除した内容となりますので、ご承知ください。また、2019年度は台風災害の特殊事情がありましたので、比較する意味で2018年度から4年

間分を申し上げたいと思います。2018年度は年間平均で93時間、こちらは1人当たりになります。2019年度は116時間、2020年度は59時間、2021年度は86時間でございます。

なお、人や部署によるばらつきにつきましては、人事異動や組織改編もされていることから、分析はしておりませんが、令和3年度で申し上げますと、年間の時間外勤務時間の多い部署としては町民課で、1人当たりの年間平均は約157時間となります。これは、新型コロナのワクチン接種事業等の実施が影響しているものと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 台風やコロナの関係で仕方ないといえば仕方ないんでしょう。80時間が、普通、残業の基本というか、人間の限度っていうのもよく言われてますんで、その辺は注意していただきたいと思います。

先ほどから言っているように、業務が追加になって職員の仕事の負荷は大丈夫かということで、残業や休日出勤が増えないように、新規採用や配置転換、部署によるばらつきがあると思うんで、その辺の配置転換のような対応はするんですか。副町長ですか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 中島議員の質問にお答えしたいと思います。

前段で町長が申し上げましたとおり、これらの事業につきましては、町の課題解決に向けた重点事業であるということであります。以前より検討を行ってきた事業も含まれます。国の情報を的確に捉え、時期を逃さず実施するためには、携わる職員の積極的な事業推進意識と適正な職場環境の両面が不可欠であると考えております。例年、予算編成の状況を確認しながら、職員の体制を整えているところでございます。

しかしながら、年度途中での新たな行政需要や事務事業の発生などに伴い、一時的には繁忙となっている職場や、それに伴い超過勤務が増加している場合もありますが、業務の現状や人員の状況などの把握に努めながら、平準化を図っていかねばならないと感じております。

厳しい財政状況の中で、その時々に合わせて職員を増減していくことは、現実的には困難でありますので、外部の委託や外部支援による取組も現在進めているところであります。

今後も、現状の組織や事務事業の見直し、あるいは職員の創意工夫の下、効率的かつ効果的な業務体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） その辺はよろしくお願ひします。現状の課題、環境対応、子育て対策、

災害復旧、国土強靱化、空き家対策、鳥獣対策、ごみの減量化、上下水道布設替工事、自治体DX、地域公共交通の対応等、先ほど今井 清議員からありましたけど、町の総合戦略の対応も山積みしているわけです。

近隣の自治体ということなんですけども、多数の退職者や休職者が出たとの新聞報道もありました。職員の負荷や健康十分に考慮しながら事業を推進していただきたいと思います。最後は人が頼りということですから、よろしくお願いします。

続いて、3番目の質問なんですけども、芦田川の葦刈について伺います。

事前にお答えしますと、私ども、アシじゃなくてヨシとって読んでますんで、その辺は俗称のヨシでご勘弁願いたいと思いますけども。

毎年6月の下旬頃、一級河川の芦田川を地元地区で葦刈りをしています。芦田川の恵みを享受していることは十分承知しておりますが、足場が悪い上に水で見えません。また、その時期は梅雨時であり、水かさが増して、また高く伸びた、長く伸びたアシで見通しも悪い。そんな状況の中で、ビーバーを使うわけですから、非常に危険です。私も実際に作業していますが、危ないと毎回思っています。以前は、鎌で刈って両脇の壁に立てかけていた時期もありましたが、最近ではビーバーを使えて、刈り倒してよいので楽にはなりましたが、危険は増しました。

ただ、現在は、人口減少と高齢化で参加人数は減り、高齢者の参加が目立ちます。さらに危険性が増したと思います。

町長にお伺いします。県の管理である一級河川を地元で管理することについての見解をお聞かせください。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中島議員もご承知のとおり、立科町は平成の合併議論がされる中、平成17年には自立の道を選択し、行政と町民皆さんが一体となってまちづくりを進める協働のまちづくりを進めています。

地域が抱える課題に直面しているのは、そこに暮らす町民の皆さんであり、その課題を解決し、心豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくには、町民の皆さんや企業等の法人などと行政が一丸となって取り組む力であり、こうした主体同士がそれぞれの課題に応じて、どのような役割分担の下で連携・協力していくことが望ましいか考え、町民等の皆さんと協働によるまちづくりを進めていくこととしております。

こうした協働のまちづくりでは、個人が自らできることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを地域社会などが行ない、さらに個人や地域社会ではで

きないことを行政が支援するといった順に補完していく補完性の原則に立って役割分担を明確にしていくこととしており、住民の役割である自助、地域の役割ある共助、行政の役割ある公助、それぞれが協働しながらまちづくりを行っております。

今回ご質問いただいている地域で行っている芦田川の葦刈りについては、地域の役割である共助に当たり、立科町の自立堅持に向け、地域の皆様にもその一翼を担っていただいております、その活躍には日々感謝をしているところであります。

また、一級河川である芦田川は、河川法第9条第2項により、長野県が管理することとなっておりますが、長野県の令和3年度河川の整備方針の中にも、重点整備事業人をひきつける快適な県づくりとして、市街地の活性化と快適な生活空間創造をするため、河川施設の美化活動等への住民参加の促進を位置づけており、河川への関心が高まっている中で地域の河川を自分たちの手できれいにしようという動きも増えてきており、こうした地域での活動に対し、報償費の支給、傷害保険の加入により活動を支援しております。

また、立科町におきましても、一級河川の河川愛護活動を行っている地域を支援すべく、立科町河川愛護活動補助金を創設をしております。

このように、協働のまちづくりには、地域住民や地域の皆様の活躍は必要不可欠であり、地域の河川を自分たちの手できれいにしようという取組は大変尊いものであります。

それ以外にも、共助の取組では、除雪、消防団活動、隣近所への様々な助け合いなどが行われており、地域での活動が活発なところほど人のつながりが深く、地域が活発で魅力的であると思いますので、今後もできる範囲で、事故等には十分注意をしていただき、地域活動を実践することで、自分たちの地域を盛り立てていただければと考えているところであります。

本当に議員には、この質問、大変すばらしい質問であるということでも私も思っておりますし、やっけていただいている皆さん方に、改めて本当に重ねて感謝を申し上げる次第であります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私の回答とさせていただきます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 町長からは感謝されたんですけど、ちょっと私の質問内容としては、やめる方向で質問をするんで、ちょっと相反する方向へ行くかもしれませんが、ご容赦願ひます。（笑声）

この事業がいつ頃から始まったのか、その経緯について、ちょっと教えていただきたいんですけど。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えいたします。

すいません、長野県で実施しております河川愛護活動支援事業については、長野県

の担当の方へ確認した内容を基に回答いたしますので、ご了承くださいたいと思います。

現在、長野県で実施しております河川愛護活動支援事業は、平成24年度に今までの河川愛護事業と河川アダプトプログラム事業を一つにしたものでございます。また、その改正時に長年活動をいただいております皆様の団体も改めて河川愛護活動支援活動団体として登録され、登録証を発行しております。

前身の事業としまして、河川アダプトプログラム事業は平成14年度から実施、河川愛護事業は平成11年度までは遡ることができたが、その前は分からないということでした。

町の資料等から推測いたしますと、模範道路河川愛護団体知事表彰が昭和44年度からあること、河川愛護等団体調書の茂田井区河川愛護会様の設立年月日が昭和45年10月1日であることから、その頃から何かしらの取組があったとは思われます。

次に、立科町河川愛護活動補助金についてですが、交付要綱平成16年3月30日から施行し、既に活動されていた河川愛護会等の皆様に補助金を交付することで支援をしておるところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 一応経過を伺いまして、私の次の質問の補助金42万も、今、一緒に答えしていただいたということによろしいでしょうか。——じゃあ、それは一応飛ばしまして……。

議長（田中三江君） まだ答弁されていないようですので、ご質問ください。中島議員がご質問ください。

篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すいません、今説明したのは事業の推進だけですので、予算的なものに関してお答をさせていただきます。

立科町一般会計予算の河川費にございます河川愛護作業補助金42万円は、立科町河川愛護活動補助金の予算額でございます。長野県河川愛護活動支援事業では、長野県から直接各団体へ報償費が支払われておりますし、傷害保険も加入を行っているところでございます。

参考にでございますが、芦田川で活動されている皆さんの令和3年度の実績を長野県の報償費立科町の補助金の順で申し上げますと、茂田井区河川愛護会様では4万4,970円、4万1,700円、塩沢区河川愛護母様では2万円400円、4万2,840円、古町地区河川愛護会様では2万5,000円、4万2,220円、芦田川以外の一級河川も含まれますが、町区河川愛護会様、6万9,100円、3万9,600円。

なお、野方区愛護会様につきましては、河川災害復旧工事等で、令和3年度は中止しております。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 大変失礼しました。質問が先に飛んじゃって。

それで、核心の問題なんですけども、先ほどから言っているように、人口減少と高齢化で危険が増しているということで、この作業をやめるということが出来るんでしょうか。その場合は、その後の管理どうなるのかっていうの。

また、川底が浅くなって、先ほども同僚議員、話ありましたけど、氾濫等の危険が増すことが考えられますけども、県が対応してくれるようになるんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えいたします。

長野県のほうに確認をさせていただいておりますが、長野県河川愛護活動支援事業は、よりよい河川の維持管理と良好な河川環境の保全を目指し、より多くの県民の皆様に地域の河川を愛し、親しんでもらうために、長野県管理河川において、地域住民等が組織した団体が行う草刈りや清掃などの自発的な活動を積極的に支援するものでございます。あくまでも地域住民等の皆様がボランティアで頑張っているところへの支援でございますので、一時休止や活動をやるなどは任意でございます。毎年、実績報告をご提出いただいております市町村の窓口へ、その旨ご連絡いただければと思います。

なお、一級河川の維持管理については、長野県において河川パトロールや市町村からの要望により、治水上河積に影響を及ぼす場合は、現状の状況を判断し、必要に応じて浚渫などを実施してまいるとのことです。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） この作業について、先ほどから自発的、地元の皆さんの協力の下にやっているということなんですけども、地元の皆さんからの苦情とか、そういうものは出ていないんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えいたします。

町の担当への直接の苦情等はございませんが、河川愛護活動に限らず、高齢化や人口減少によって地域活動が難しくなっていることは推測されます。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それとあと、何地区かあって、ある地区を継続して続けると、ある地区はやめると、その間に虎刈りみたいな感じになってしまうんですけども、そのような事象が起きても問題はないんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

先ほど、ちょっと回答もございましたが、長野県としては、地域の皆様が自発的に地域の、地元を流れる河川の環境美化に取り組まれている活動を支援をしておりますので、休止や活動をやめることについては、それぞれのボランティアで頑張っ、皆さんのことですので、皆さんの意向ということで考えておるそうです。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、まとめますが、事業開始から社会状況が大きく変わって、人口減少で参加者が減り、高齢化でけがをする危険がさらに高まり、事業の見直しを検討する時期ではないかと思えます。

県の管轄の河川ということですが、多くの町民が参加している作業ですから、町は県と地元との間に入り、地元の要望を積極的に県に伝えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時30分からです。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、5番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 立科町の里の観光と文化財の保護についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い、質問いたします。

立科町の観光と文化財の保護について、当町の里の観光という視点と文化財の保護という視点について考え方を問うとしまして、今回は、高原の観光ではなく、里の観光について質問をいたします。

以前の一般質問で、コロナ禍で観光客の足が止まっている中で、町はPRの準備をしておくべきであり、テレビのロケなどを受けるために映像素材などを作り、テレビ局などに売り込んでおくべきではないのかという趣旨の質問をしたと記憶しております。そして、観光協会は既に行なっていて、その成果が出てきているとご答弁を頂いたと思えます。

その後も、フィルムコミッション事業を進められていて、高原では多くの撮影が行われ、立科町の名前をテレビなどで見る機会が大変多くなったと思えます。先月も、

全国放送のテレビ番組でコメリの紹介が立科店を使ってされたのも、この流れの中のものと感じています。

さて、ここで町長もよく言われる里の観光は、現状どうなっているのかということをお聞きしたいのが今回です。

私の見識が広くなくて申し訳ないのですが、当町の里地域で観光を成立させられるものとなると、中山道や歴史ある文化財と観光と結びつけをした農村体験ぐらいしか思い浮かばないんですけども、今回、文化財と表現しましたが、現在文化財に登録されているもののみを言っているのではなく、例えば中山道は文化財ではないですけども、意識的には文化財ですよ。そういった意味で、観光資源となる文化財と言えると思います。

(1)の里の観光とはどういうものと考えているかと併せてお答えください。里の観光という視点と文化財の保護という視点と里の観光とは、どのようにお考えでしょうか、町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、森澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この答弁する前に、やはり今回の里の観光と文化財の保護という大変難しい取合わせでありますので、的外れなことがあったらご了承いただきたいと思いますが、それでは回答させていただきます。

まず、里の観光として挙げられるものとするれば、先ほども議員におっしゃっておられました江戸時代に開通した五街道の一つである中山道が横断しておりまして、歴史的・文化的遺産が数多く残り、多くの方が訪れております。これは事実かと思えます。

また、蓼科山からの清らかな水、そしてまた豊かな大地、恵まれた気候風土によりまして育てられた立科町の農畜産物、この購入、その食材を使った料理の提供によりまして、いわゆる立科を味わうことができたり、りんご狩りの体験など、ブルー狩りの体験だとか、耕福館での農業体験などが、あとクライנגアルテン、こういった施設で農村体験ができるかいうふうに思いますが、権現山周辺ではそうじゃなくて、またスポーツの施設だとか、様々な遊具で遊べる風の子広場や日帰り温泉施設の権現の湯もあるわけです。里の観光として、街道ロマンの街を歩き、地元の新鮮な食材を食し、憩いの場で触れ合いができるということを感じております。

ですから、里の観光ということは、大きく見ればそういったいろんなことを兼ね備えている部分はあるかなというふうに思っております。

里でも、今度、風景の関係ですけども、四季折々に見せる風景というのは、これ、本当に山の観光地もそうですけども、里の観光地にもそれなりの風情・風景が点在し

て見えるかなということで、これが楽しめるということもあるというふうに思っております。

また、今度視点を変えて、町の文化財の保護ということでございますけれども、当町の文化財保護条例において、有形文化財そしてまた無形文化財、民俗資料、史跡名勝、天然記念物も文化財と定義をしております。その保存及び活用のために、必要な措置を講じてきているところでございます。

また、当町の文化財の指定に当たりましては、有形無形の文化財所産で、歴史上は、芸術上価値の高いもの、町民生活の推移の理解のための価値の高いもの、歴史上また学術上及び観賞用価値の高いものというような視点によりまして、文化財の指定を検討しております。

特に立科町文化財保護委員会に、こうしたことの諮問をして調査結果を頂いている、その上に立って答申を頂戴しているところでございます。

また、中山道や歴史ある文化財というご質問ですが、歴史上価値の高いものが文化の定義の一つではあります。また、町の文化財に指定するためには、その定義を踏まえた上で、いわゆる所有者や責任者の同意を得ること、こういうことも重要であるというふうに思いますし、また、立科町文化財の保護委員会への諮問をして、答申を頂戴するということが、いわゆる必要不可欠であるというふうに思います。

したがって、町の文化財はいずれも観光資源であるというふうに考えておりますけれども、新たに文化財を指定して、その文化財を観光資源に、その後、里の観光に結びついていくというところまでは、まだ私どものうちでは検討が進んでいないというのが実情であります。

分かったような分からないような答弁でありますけれども、いずれにしても、いわゆる里の観光といわゆる文化財というのは、切っても切れない仲であるということは間違いないというふうには思っております。

これをいかに有効に活用しながら、里といえども、いわゆる立科町の立科をしっかりと売り込んでいくということもできるのかなというふうにも考えておりますので、また今後とも、議員の皆様方からもいろんなご意見を頂戴すればありがたい、このように思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5 番（森澤文王君） ご答弁頂いたところでございますけれども、様々な里の観光資源がある、文化財も十分な観光資源であるというお互いの共通認識はここで通ったわけでございますけれども、先ほど、例に観光協会のフィルムコミッション事業のことを挙げましたけれども、今、コロナ禍で観光客の足が止まっているその中で用意しておかなければ、いざとなったときには何もできない。今言われたみたいに頭在する観光資源はありますけれども、私、あんまり議場では言っていないな……。例えば、立科町のメーカーと

かお菓子とか、特に決まったものもないですね。皆さん、どちらかというと、もう生のりんごとかりんごジュースとか、そっちに割と寄せてしまいますけれども、通年でいったら、立科に行ったらこれ買おうねとか、そういうものの研究というのは今やっておくべきことじゃないのかなというふうに思うんですが、町長のほうからそのような指示を課のほうに出しているかどうかをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 所管を通じて、そしてまた、いわゆる外郭の団体といいますか、農業振興公社等ありますし、そういったところで研究・検討をするように指示は当然出しています。

ただ、その中に、立科町でなければ味わえない特産品、これの調査・研究をしっかりとやってくれということですが、今のところ、蓼科牛だとかりんごがちょっと表面に出過ぎていますので、なかなかそれ以外のものが出てこないんですけども、今、議員おっしゃったように、立科町が持っている農畜産物、特に農産物の中にはそれを加工して立科町の独自のものが当然できるというふうに思いますし、それともう一つは、今までの特産物とコラボするというのも可能じゃないかなと、こう思っていますので、そういったものについても、当然指示を私、出してはあります。

まだ結果がはっきり見えてきていませんけども、今のところ、特に最近のところでは、ソバを前から私申し上げてますが、青木村のタチアカネ、そして長和ダットンソバだったら、立科はひすいそばとプラス信濃1号をうまくコラボした中で、いい、そういった特産ができないか、今、それを作ってますし、実際に現物もできてきております。そういったものもこれからしっかりと世に出していきたい、こう思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） しっかりご検討いただいているということで、先ほども議会の皆さんからもご意見なんていう優しい言葉を頂いてしまったところですけども、そんなに簡単に意見言っていいかどうか、ちょっと分からないんですけど、私たちもいろいろ温めていることでもありますので、何かご披露する機会があれば、そういう話もできればなどは思っておりますけれども、今回の話はちょっと、話していく内容が全部かぶりかけなので、次の項目ももう含めていきたいと思うんですけども。

（2）一つの事例として、茂田井公民館の建て替えが目の前に迫っているが、町の考えはとしまして、今回の質問につきましても、町民の方からご意見を頂いて行っているのですけれども、茂田井の公民館の建て替えが茂田井区で決まったということなんですけれども、現行の歴史ある公民館を残してほしいという声も頂いております。

茂田井区では取壊しが決まったようですが、町として文化財として残せないものかということが趣旨になってくるんですけども、前段で、先ほどの話ですけど、里の観光を考えたときに、茂田井の中山道の古い町並みというのは観光資源と言えます。

となると、茂田井で観光しようとするれば、徒歩と自転車がちょうどいいですよ。車で通り過ぎると全く面白くないですね。そういう観光で、休憩所が必要となったときに、現在の茂田井公民館が休憩所だったら味わいがあって、立科町の茂田井観光として成立するというイメージは浮かんでくると思うんです。そういうふうを考えるんですけども、町としても茂田井公民館を文化財するなどして、守って、観光資源にするべきではないか、してみようという考えはないでしょうか。町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

茂田井公民館の建て替えの件につきましては、私もお話を聞いていますし、承知しております。

ですが、茂田井公民館は茂田井区の所有物でありますので、保護・保存等につきましては、実際に管理されている茂田井区の皆様の考えが優先されるというのが当然かなというふうに考えております。

茂田井観光というご質問であるわけでありまして、茂田井公民館を町の文化財とするためには、まず初めに、所有者であります茂田井区の皆様に、建て替えの建物の調査等ご協力をいただいて、保護・保存、維持管理をしていくための同意が必要になります。これは、必須だと思います。

そしてまた、当町の文化財保護条例や規則に基づき、茂田井公民館の所有者や責任者から申請書を出していただくということになりますので、申請書には茂田井公民館の由来や沿革、そしてまた維持保全の方法等を記載していただくということになります。

町では、条例や規則に基づいて、茂田井公民館が歴史上価値の高いものであるか、立科町文化財保護委員会へ諮問し、答申を頂戴し、そして手続きを進めると、こういったような順序になっていくんだなというふうに思います。

当町では、県、町の指定文化財として、ご案内のとおり、旧芦田宿に本陣土屋家の住宅、そしてまた津金寺には妙見堂、観音堂という建物もありますが、茂田井区公民館が同様に歴史上価値のある建物として町の観光資源になって、里の観光に結びつくのか、また休憩所に有効活用できるのかということにつきましては、何遍も申し上げますけれども、茂田井区の皆様方のお考えがありますので、町としてはその部分に積極的に入り込んでいくと、研究していくというような立場にはないというふうに思います。

ですから、この問題については地元をまず大優先でございます。その上に立って、こういった施設は、確かに非常に古く価値のあるものだというふうには思いますけれども、それをどのように活用するかというのは、まず地元の皆様の意識、考え方、これが基本というふうに思います。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 私も質問をしながら、通告の段階からですが、姥懐の山の中から、何茂田井の公民館の話してんだってなるだろうなというのは、ちょっと思っはいるところなんですけれども、私たちも議員なので、町民のほうから何とかこの公民館守れないかと、こういうふうに言われれば、そりゃあ姥の中からでも茂田井の話をするわけなんですけれども、先ほど休憩所に使えるかどうかという話もありますが、使えるかどうかじゃなくて、観光をしようとしたときに、地形を考えてイメージが湧いてくるんじゃないですか、だから、里の観光をやるんだったら使えるんじゃないですかっていうところです。

先日も、私、歩いて見てきましたけども、茂田井公民館を諏訪神社のほうから見ると、確かに山の景色もよく、公民館の見栄えもいと、最初に町長おっしゃられた景色、ちょうど電線がほとんどないんです。火の見やぐらのワイヤーが1本、2本あるぐらいで、空もきれいに見えて。だから、今回お話を頂いた方からすると、やっぱり子供の頃からの心の原風景、これを守りたいというのが一番、そして、茂田井という地区が持っているその魅力というのが、この公民館の話につながっていくわけなんですけれども、ここで大事なこととしましては、茂田井区の決定は決定で、私の建物じゃないから、私が言ってもしょうがないんですが、そういうふうに新しく建て替えましょう、壊しちゃいましょうっていうふうに発想がつながっていくのは、歴史のある茂田井の中でも、そういうふうな発想になっていくのは、町側が里の観光というものの在り方、ありよう、目標という一番大きな押さえるべきところ、そんなに言っていないからじゃないかと思うんですけれども、その辺のところ、町長、思うところあればちょっとお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることも、一部分からないわけではないんですけども、茂田井公民館に固執されるということも、どういうことなのかなということも、ちょっと私の中では少し疑問な部分もあります。

逆に、立科町には今までの、旧来から非常にすばらしい里の中には、文化財もそうですし、また景観、そういったものはたくさんあると思う。こういったものを本当の意味で、一つのルートみたいな形の中で、あるいはルートでなくても、線でなくても、点でもいいんですが、そういったものが里の中でピックアップできるものがあれば、これを先ほどから私申し上げていますけども、観光だってコラボがあってもいいと思うんです。そういったようなことが、里の地域の中には、私はあると見ています。

特に私が気になっていますのは、まず一番は南部地域、西部地域、茂田井もそうですけども、南部地域、西部地域。西部地域には、ご案内のとおり津金寺、歴史の古い津金寺があります。この津金寺の歴史をたどっていても、本当の意味で、あそこに古くから、下側からずっと歩いてきて、あの津金寺ができてきた一つの歴史、これが

地域にできているんです。山部もそうです、上房という部落そうです。こういった地名というのは、当然そのところに津金寺というものができた。その基が、その地域の周りが繁栄してきている。

こういったものは逆に見ると、観光の部分でも生かされるということもあり得ると同時に、立科町、先ほど来申し上げている西部地域にはりんご地帯もあります。それから、南部の地帯にはもちろんお寺もありますけども、やはり何ととっても、先ほど議員おっしゃっていただいた中山道を中心とした一つの宿場、これも今、完全に残っているわけではありませんけれども、しかし、一つの趣を持っています。

これを逆に、あそこのところに、例えば道路のところに水を流れる水路みたいなのがありますが、ああいったところが見える水路で、そこのところが中山道の宿場の流れとコラボすれば、またそれも一つの観光になるのかなというふうにも思いますし、私、やり方はいろいろあるかと思えますし、茂田井区の問題については、何度も申し上げますけども、やはりそうはいいましても、現在、地域の皆さんは生きているわけですので、その皆様方が長い年月、1年やそこらじゃないと思います。本当にいろんなことが、かくしゃくと語られながら、議論されながら今の結論に至ってきたというふうに思えますので、当然茂田井地域の皆さんも、あそこのところに愛着を持っているということは当然だと思う。それをもっても、あそこの建て替えをしていくということですから、今後、行政側のほうで、もしねということであれば、あの建物周りのところ、景観ありますよね。こういったものは、できれば生かしていただきたいというような思いは、私個人としてはありますけど、いずれにしても茂田井の問題だけじゃなくて、立科町全体の中でもいろんな歴史がありますので、もう一度ひも解く必要あるじゃないでしょうか。そのように私は思います。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 大いにひも解いていただきたいと、お言葉を頂いたところですけども、茂田井の公民館に固執しているように思われるかもしれませんが、これは簡単に言いますと、これが起点だからです。

現状におきまして、茂田井公民館は建て替えが区で決まりました。あれは古い建物です。津金寺は建て替えないですよ。そう考える心配が要らないところです。もしかしたら、もっと専門家によって、文化財の保護の仕方をもっとちゃんとして、見栄えがよくとか、歴史が、見られないようにするとかあるかもしれませんが、そういう中で考えますと、茂田井というのは必ず中山道でも引っかかるし、古い町並みでも引っかかるし。最近はやっていませんけども、中山道ウォーキング、10年くらいやられていましたが、あれも津金寺も行くし、芦田宿もあって、茂田井の宿もあって、公民館は行かないですけど、そういう中で地域内で考えると十分にある建物で、それを先ほど……、ここは私と町長でやり取りしても茂田井区の決定なんで、一つも動かないんですけれども。

そういう中で、今度お話しいただいた方からの話を総合しても、私もそうなんですけど、古いものって大事にしてくのが当たり前じゃないかという。こんだけ文化財が残っている町の中で古いものっていうのは貴いもので、いつまでも保存していくのが当たり前だと思っていたら、意外とそうじゃなかったというのは、今回の一つの事の起こりではあるんですけども。

これ、難しいんですが、里の観光っていうのは、先ほど町長にも方針を求めたところですけども、私、一般質問で引き合いに出す時代考証家の山田順子先生という方がいらっしゃって、前、町に来たときにいろいろお話しされた中で、あの方は時代劇とかそういうものの時代考証をして、画面に映る景色がちゃんとその時代に見えるように調整して、アドバイスしていく仕事なんですけど、そういう方が来るとやっぱみんな、私もですけど、よそから人が来るとうちの町のいいところを言いたくてしょうがないんですよね。そうすると、「たそがれ清兵衛」のロケに使われたんですよっていう話が出たんです。「ああ、そう、俺らも聞いたことある、行ったことねえけど」と。そのときに、先生はその聞いた後のコメントが、「その後はどうされたんですか」と聞かれるわけです。そうすると、自慢した人しゃべれない。何でかという、その後何もしてないから。観光資源になるもの、大チャンス、当時はまだ聖地なんて言葉、聖地巡りとかないですけども、せっかく有名映画のロケ地に使われた場所があっても、そのことは自慢するけども、その後の維持管理、観光のプラン入れてこない、こういうことも今までの中で流れであるわけですよ。

こういう中で、先ほどから町長とやり取りが今、だんだんかみ合い始めている気がしますけれども、里の観光の在り方、ありよう、古いものをどう守る。先ほど町長、ありがたいことにいろんなところあって、見直さなきゃいけないという話になっていきますけれども、この話の起点に、今ここで茂田井公民館を壊して、新しいものでいいじゃんという流れにしていくと、その先で起こる事象もなし崩し的に、いや、もう維持管理大変だからさ、町も文化財にしてくんねえし、しょうがないね、朽ちていくのを待つしかないねっていう発想も、この先あり得るわけですよ。

この辺に関しての町長のお考え、もしくは文化財登録に関しての教育委員会のほうから何か、そう簡単じゃないよというところもあれば言っただけならば、また一つの参考にします、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 何て答えたらいいのか、非常に答弁に戸惑いを感じているわけですが、まず私、冒頭から申し上げているように、どんなすばらしい、遺跡というのは別ですけども、建物というのは、その地域に暮らしてきた皆さんの一つの大切な財産ですね。その財産をどのようにしていくかというふうに考えていくときには、地域の皆さんのいわゆる考え方、これは最大に重んじなきゃいけない。これは今、議員、大変恐縮ですが、それを観光として、もったいないよと、いわゆる史跡として残すべきではない

かというようなご意見かと思えますけれども、それはそういうご意見もあるでしょう。

ですが、しかし地元の皆様方にとってみれば、そこは一つのいわゆる心のよりどころでもありますけれども、逆にそのところを長年使いながら地域の営みをやっているわけでありますので、そのところをやっぴり重んじなきゃいけないだろうなというふうに私は思います。

ですから、何度も申し上げますが、茂田井公民館にとられることなく、やはり立科町の持っているもの、これが今生かされていないよという話でありますけれども、生かされていないんじゃないじゃなくて、生かすことは可能なんですけれども、それがどういう形でやっていけばいいのかという部分のところに、一つの先が見えてきてないと、これがあったんでしょう。

ですから、そういったものは当然これからも考えていかなきゃいけないし、また、今回の議員の質問を一つの糧としてこれから里の関係も、ただ単に里だけでいいのか、里と山がつながっていくのかということまで含めて考えていかなきゃいけない問題であると思えますので、大変貴重なご意見というふうに承っておきます。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 貴重なご意見として承っていただきました。

本当は、固執したいのは芦田町なんですけど、芦田城、文化財ですし、地元の方からも、文化財として町がちゃんとやってくれないっていう意見はあったと思うんですが、今、今井英昭議員を筆頭に、私や保存会の皆様、あと最近はロータリークラブの皆様にもお手伝いいただきながら、そのほかの皆様にもお手伝いいただきながら進めているところがございますが、やってもらっているからそっちはいいなとか思われては、それも困るんです。

今の話の流れですと、ぜひ、町のほうも積極的に芦田城のほうに關与していただいて、以前も同じお話をしたかもしれませんが、古町の光徳寺に観光に来られた方が、「この近くに芦田城という山城の跡があるらしいじゃないですか」とご住職に聞いたと。そしたら、ご住職が「はい、あちらの向かいの山ですよ」と、見たらただの竹やぶで返事もせずにならずいて帰っていったそうですけれども、観光資源にもなる文化財しっかりありますけれども、なかなかそうならないという中で、今、大分町長も里の観光をいい感じに考えていただいている。

もちろん高原の方たちも、里の観光が盛り上がると、自分たちも誘客しやすくなるので、これはもう必然、立科町を遊び尽くす、観光を楽しむという点におきましては、里の観光というのは非常に頑張っていかなきゃいけないところだなということですけども……、何か3番まで行っちゃっているような感じですね。

(3) 当町の観光について長期的に考えて、里の観光整備をどう考えるのか、文化財を観光資源とするのか、重ね重ねになりますが、里の観光をどうしていくのか、進むならばどう整備をしていくのか、文化財は観光資源なのか、町長の話伺いますと

通告で渡してあるんですけども、今、その話ししてましたね。その話しかしてなかったですね。

ですので、そうですね……。町長も議員時代、山の観光があれば里の観光もあると非常に力を入れて発言されていらっしやった中、この話は進むんじゃないかなと。ちょっと茂田井の公民館はこれ以上触っても、茂田井の話なんで、教育長と副町長、茂田井の方いらっしやいますけども、茂田井区民としてそこに座っているわけじゃないですから、問うことはできないわけですけども。

そうですね……。一つ私も古いものが大事なものだと思っているので、この話の中に文化財は非常に多めに含んでいるんですけども、私、時代小説家の、「鬼平犯科帳」で有名な池波正太郎が好きでして、その中のエッセイであるんですけども、池波正太郎っていうのは、時代小説書くに当たり、京都にいっぱい行ったり、古いものをすごく味わっている方なんですけれども、その中で、エッセイで、「いたずらに古いもの懐かしみ、それを追い求めているように思われようが、それでは新しいものとは何かという、それは誰もが知り尽くしている味気ないものである」、このように昭和56年の著書で言われているんですけども、当時、昭和56年ってまだ全然古いものが残っている時期なのですが、時代小説家の人にしてみると、京都レベルでももう全然景色が変わってしまって、味気ない世の中が広がってきていると。

立科町はまだ味があります。十分に残っています。ちょっと茂田井も大分新しい家が多いですが、歩いてみて分かりましたが、古い家があるから、昭和中期の建て替えた家だとか、これ平成の家だとかかっていう、味わいながら歩くとなかなか面白い。

ちょっと茂田井に固執していてもあれなんですけど、以前も無電柱化の話をしたりしたときもありましたし、前の期でいらっしやった土屋春江元議長も、議員のときに茂田井の無電柱化の話をされましたけど、やっぱりそういう景観がよくなる話って、芦田か高原か茂田井が第一候補に上がってきます。そういうふうな、私たちの心情がそうやって動いている中で、これから里の観光をいかに盛り上げていくのか、守れるものをどう守るのか、そういうことを大事にしていかないと、このコロナ禍が過ぎて、行くぞってなったときに、町が出遅れてしまう、この心配をしているわけです。

なので、町長にもう一度お尋ねしますが、町長は里の観光はどう考えですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この問題は、先ほど来の言っている中身の一部にも重なるところもあるかと思いますが、やはり里の観光の資源っていうのは、先ほど来から申し上げているように、歴史的な文化財、そしてまたそういった文化財だけでなく、農畜産物も観光の一つだろうと思うんです。そういったものが当然あって、今、都市部の皆さん方がよく訪れる、いわゆる体験、農業体験とか、そういった農村体験とかやっていますよね。そういったものは、やっぱりそういう魅力あって来るわけです。というのは、逆に言うとそういったことは観光に結びつく一つのいわゆる事業として成り立

っていくんではないかなと思います。

そこに、やっぱり先ほど議員がおっしゃっているそういった史跡、そういったものも一つのルートというか、その中の一つとして捉えて加えていけば、それもまた一つの大きな観光のメリットになってくるんじゃないか、こういうふうに思っています。

答えになかなかならないかと思いますが、先ほど来申し上げている、議員もおっしゃった古町には、当然光徳寺、そして芦田城、西部地域にはあぁいったお寺、津金寺、そこには妙見堂もありますし、いろいろあるわけですが、そういったいわゆる史跡と言われるべきもの、これらをいかにうまく活用できるか。ただ単にそこに行けというだけでは、なかなかそれに見合うだけの観光にはならないということであれば、せっかく立科町にはそういった農畜産物、農産物の関係もありますので、そういったものも加えながら観光に生かしていければ。

と同時に、何度も言いますが、四季折々に、里にだっていい風景があるわけですから、それをいかにコラボしていくか、そのところにかかってくるんだろうなというふうに思っていますので、これまた行政としても課を越えて、これは当然やっていかなきゃいけないっていうか、企画をしながら、できればそこに民間の皆さんがしっかりと入り込んできていただければ一番いいのかなと、このように思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） この話はもう尽きないかと、町長からなかなか前向きな言葉を頂けていて、これは発展が見えるかなというふうに思っているところです。

私も、満を持して言うところですが、4年前ぐらい、まだ今期の選挙のときに、りんご農家の若者から、目の前の梔子ワイナリーまではバスが山ほど来ている。目と鼻の先までばんばん観光客来ている、これをなぜ立科町に引っ張れないんだと。そういうことを議員になったらやってくれるのかと。頑張ると言いましたが、やはり大型観光バスを取り回すような里の観光はなかったですし、今もなかなか思いつかないです。

今、町長とお話した中でも、細かくいいものはたくさんあるんですが、大量の人間を動かすような里の観光って仕上がっていない。そういうすぐ近くまで誘客ができてい場所があって、私たちには観光資源がある。この話をどんどん進めていかなければ、この先が大分もったいないというところになってきます。

芦田城の保護なんかも、もしかしたらよくある里山体験で、観光の人を寄せて、竹を切ったりとかしても面白いのかもしれない。そういうことをそっちでやっついて言われても寂しいですし、先ほど言いましたが、いろんな方に協力いただいて、もう川西日赤の方たちにもたくさん、院長先生から始まってたくさん来ていただいて、物すごいみんなで頑張って竹を切っているんですが、また生えてきてしまいました。ご覧のとおりです。

なので、そういうこともあるので、文化財を守っていただきたい、里の観光もしていただきたい、そういう前向きな姿勢を町が引っ張っていってもらおうと、個々めいめ

いで何とか誘客しようとしてもなかなかまとまりませんので、町がしっかりとした里山の方針、農村体験もそうですけども、コロナ禍明けて、みんながやっぱり自然の中で取りたての野菜食べたいと思ったときに、受け入れられるような何かができる政策をこれから町のほうの方針として打ち出していただければ、この先何とかなってくんじゃないかなというのを、今、町長とのやり取りの中で感じたところでございます。

大分いい話がありましたので、私の質問はこれで終了とします。

議長（田中三江君） これで、5番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は2時20分からです。

（午後2時08分 休憩）

（午後2時20分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り会議を再開します。

次に、**8番、榎本真弓君**の発言を許します。

件名は **1. ワンストップ行政サービスの推進について**です。

質問席から願います。

〈6番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。

ワンストップ行政サービスの推進についての質問をさせていただきます。

通告に従いまして届けを出しておりますが、ちょっと幅広くなりますが担当の課も答弁をよろしくお願いいたします。

ワンストップ行政サービスの推進について。

ワンストップサービスとは、複数の場所や担当に分散していた関連する手続やサービスを、1か所でまとめて提供するようにしたものです。民間を例に挙げると、例えば印刷会社が印刷だけではなく、企画や制作も同じ会社で請け負ったり、また近年では写真館などが子供の七五三のお祝いや成人式のときに衣装の貸し出しや着物の着付け、ヘアメイクを行うなど、これらも民間のワンストップサービスになります。

現在、行政においても自動車保有関係手続のワンストップがオンライン手続でできています。今後は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出転入など、引越越しワンストップサービスが推進されると思います。

様々な手続や機関、担当課に分かれていた行政サービスを、1か所の窓口や1回の手続で一括して行えるようにしたワンストップ行政サービスの立科町の現状を、まず最初にお伺いがいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

ワンストップ行政サービスの現状をとということでございます。

このご質問でございますけれども、当町におきましてはご案内とおり役場庁舎内はワンフロアで見通しもよく、各担当職員が受付などに出向いて、お客様の移動は最小限で済むと、いわゆるワンストップに近い状態での対応に心がけているところでございます。

また、国から公表されておりますワンストップサービス等の推進といった資料もございまして、その中で特に私どもが取り組んでいる事項としましては、マイナンバーカードの普及促進が挙げられます。

マイナンバーカードの利活用の方法としては、本人確認書類になるほか各種証明書がコンビニで取得できたり、健康保険証としても利用ができます。ほかにもマイナポータルを利用した各種行政手続をはじめ、利活用できる場面は順次拡大をしているということでございます。

当町では、このマイナンバーカードの普及促進に力を入れ、休日受付窓口や企業や団体への出張受付、イベントなどへの出張案内を実施しており、加えて議員もご案内のとおり8月から9月にかけて、地区公民館等への出張受付を町内6か所で実施しております。

交付率につきましては、7月末時点で当町では47.2%、全国では45.9%、長野県は39.7%でございます。現在、国の施策としてマイナンバーカードの取得・申込・登録などによって、最大2万ポイントのマイナポイントが取得でき、申請期限は9月までとなっておりますので、ぜひこの機会に多くの町民の皆様にご申請いただければというふうに考えております。

いずれにしても、このマイナンバーカードの普及をすることによって、いろんな面で利活用ができるということであれば、当然それに対するメリットこういったものを、たとえ1つでも2つでも町民の皆さんに分かっていただくということのために、先ほど申し上げたように地域に出向いて説明をしているということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 町長答弁のマイナンバーカードの普及は、とても重要なことだと思います。ただし、やはり心配をされている町民も現実にはいらっしゃいますので、やはりなぜマイナンバーカードがこんなに有効なのか、またメリットがどうあるのかというのは、これは丁寧な説明を加えて行なっていくといけないと思います。

やはり、誤解を生んだままでそれが先に進んでは決していい結果には生まれません

ので、やはりそのマイナンバーカードのこれからの発展を促していくためにも、町民説明話は行っていただき、また加入者も増やしていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、次の質問ですが、これは担当課にお伺いいたします。

転入、結婚、出産、就職、死亡など、やはり町民課では多岐にわたる手続が大変多いかと思えます。その手続の中で、窓口の状況はどのようになっているか。ワンストップの観点から手続業務の状況を伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、転入転出については、当町及び転入転出先で必要な手続について、一覧表をお渡ししましてご案内をしております。死亡の場合にも同様に町で必要な手続を一覧表にいたしまして、ご案内をしております。結婚の場合は婚姻届提出時、出産の場合は出生届提出時に受付窓口にて必要な手続をご説明し、ご案内をしております。就職については、町に直接的な窓口はございません。

冒頭、町長も述べましたが、いずれの場合にも役場内ではできるだけお客様には移動していただかないよう、極力町の各担当者がお客様のもとへ伺う形を基本としておりますので、ワンストップに近い対応を心がけているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） そうしますと、その転入に関してと死亡に関しては、何か事務的なお客様に、お客様というか町民が分かる一覧表を用意されているということでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

その一覧表は、表題からいたしますと転入転出される場合には、立科町から転出される方へとなっておりますが、これを読み替えまして転入される場合にも利用しております。

それから、死亡された場合には何々様の死亡により発生する事務手続といった表題で一覧表を作成してございまして、それによって窓口で確認をしながらご案内をしているといったところになります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） ワンストップっていうこれ自体は、やはり事務方、行政の場合は当然事務方ですので、自分のところ事務の内容が全部網羅されるかと思うんですけど、これ見方を変えて町民のほうでこれがあつたらいいなとか、こういうことがついていたらいいなとか、当然転入にしても転出にしても、それ以外の情報っていうのも提供す

るのはサービスの一環にはなってくると私は考えています。

例えば、転入転出は当然事務方の行政の中で行なわれるものは、いろんな事務作業、届けのものがあっても、そこにもうこれは他の自治体で進んでいるのは、引っ越し業者のこととか、またゴミの捨て方のこととか、そういったものも全部転入転出に合わせてくっつけていうもので、やはり転入したらこれだけのいろんな手続を行ってくださいとかってというのが、ワンストップになってくると私は思っております。

なかなか個人情報もあつたりして、区のほうに新しい人が来たときに教えることは当然できませんので、ご自分からそういったところに行かないと分からないというのがありますので、逆に役場が教えなくてもごみのこと、また生活に付随するものは一覧表の中で役場庁舎以外のところのものということ、またぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これはあくまでも町民側、その窓口に来た人側の何が必要かなというふうにして、ちょっと逆に考えていかないと多分この知恵というか、そういった思いは浮かんでこないかと思しますので、今あるものがそれでベストだというふうに捉えないほうが、私はいいんじゃないかと思えます。

それで続けて伺いますが、その死亡届を行う遺族への支援はということが、次の質問になります。死亡手続に関する相談を、遺族に対して総合的に相談に乗る「おくやみコーナー」というものを設置する市町村が大変増えています。

私も自分の経験があります。亡くなった後の手続や相続、金融関係、事業手続などで分かりますが、なかなか悲しいなんて言っている暇はありません。ですので、先ほど町が提示してくださった一覧のはとても役に立ちました。ただ、役に立ったんですが、それだけで本当に遺族支援になるのかなという疑問も合わせて出てきました。

それは、私ども立科町は観光の町ということであつていますが、私が主人から事業承継をするときに、やはり保健所の届け業務が必要なんです、この届け業務がうっかりも何も頭になかったんですね。

それで、金融機関とか回っているときにこういう届けを正式に行っていないといけませんよっていう話が上がった段階で、慌てて保健所のほうへ届けの確認をしたんです。そうしましたら、期間が60日までに行わなければいけないって言われました。主人が亡くなって60日間の中で、そこまで果たしてできたかなと後になってすごく驚いたんです。なぜこの60日間って決められているか分からないんですけども、もしこれを超えた場合はどうなるのかって聞きましたら、全て新規、新しい人が始めますっていう新規手続になり、手続の手数料も3倍になります。ですので、出さなきゃいけない書類も大変多くなります。いろんな意味で相続で受けまして、これからやりますということをやると手数料はすごく安いんですが、それを過ぎてしまったらもう一気に3倍の手数料がかかる。

私どもは、今町民課が行われているもの一覧は大変いいことだと思うんですが、そ

ここに庁舎以外でもこういうことが必要ですよっていうことを、別の意味でワンストップっていうところであれば教えて差し上げるのが、すごく町民目線のいいことではないかと思えます。これから事業承継をやる方たちに、ほかの業務は分かりませんけれど旅館業に関しましては、長野県は大変厳しいというか、当然事業承継のことは決まっていますので、その辺りは私は町民目線に立っていただいて、一覧表の中のまた別枠の庁舎内でできないことの一覧はこういうものがありますということ、ちょっとつけ加えていただくとよりよく町民の満足度が向上するのではないかなと思えます。

それで、そのまま質問に入りますが、死亡届を行う遺族への支援について現状をお伺いいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

死亡届をされる場合、町で関連する事務手続きにつきましては、先ほども申し上げましたとおり一覧表をお渡ししてご説明し、ご案内しているところでございます。

できるだけ分かりやすくスムーズに手続きが行えるよう心がけているところでございます。それぞれの手続きにおいて実際に手続きをされる時期などにつきましては、ご遺族の都合などによるところが大きいというふうに認識をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） ワンストップサービスってというのは、やはりそれを利用される方の立場に立って考えなければ、何が必要かどうかというのは多分分からない。分かりにくいと思えます。

先ほど申し上げたその保健所関係のものも、私はたまたま知ることがあったから期間の中で間に合いましたけど、正直行政手続きはあまり急がなくても済むようなことも多岐にあると思うので、その辺りはこれから見直してということがあれば、これは課を超えた状況になるかと思えますので検討していただきたいと思えます。

要するに、庁舎以外で行う必要がある手続きというものです。そこには、当然税務関係の税もありますけれども、自動車のこともあるし、遺言書のこともあるし、生命保険のこともある。最初に調べて一覧表を作っておけば、それはそのときにサポートできる資料としてよりよくなるのではないかなと思えます。ぜひ、今の状態を見直していただきたい。それは、やはりこれから立科町が町民に寄り添って伴走していける庁舎、町になっていただきたいと切に願うからであります。

では、3番目です。次は、町民に分かりやすく、各サービスに名称をつける考えはという質問をさせていただきました。

今、立科町では空き家に関しては空き家バンクという名称があります。この空き家バンクという名称もどうしてつけたのかということは、これはこれでいいんですが、やはり名前があるということは何をするものかというのは分かりやすいかと思えます。

ですので、これから先どんどん進んでいくのは引っ越しワンストップサービスって
いうのが、当然行政も進んでいきますが、引っ越しをするために何が必要かという
ものが全部そこに網羅されてきて、自分で行くべきものは当然やらなきゃいけない
けれども、行政がサポートとしていくことになってくるわけです。

それで、先ほどの亡くなった方、遺族支援に関しては特に名前がついていません。
一番最初に申しあげましたように「おくやみコーナー」とか「お悔やみ相談窓口」と
か、きちんとそういう名前をつけることによって、相談されたときの話からやはり職
員が言葉をかける言葉かけにもお悔やみの内容だということで、非常に職員も心構え
ができるのではないかなと思います。

先ほどの空き家バンクも大変いい名前だと思います。これから先いろんなワンスト
ップが行われていくのであれば、それぞれの名前にどういうものかということをしち
っと明記するのは、町民サービスの一つではないかと思いますが、町民課長はどのよ
うに考えられますか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

それぞれの事務手続きにつきましては、それぞれの正式名称がございますので、それ
はそれとして用いているものでございます。

また、先ほど申しあげました一覧表の表題などにつきましても、どなたが見ても直
接的で分かりやすいということでそういうその名称を用いております。

ただいまのご意見はご意見として伺うといたしまして、それぞれの名称は現在のと
ころ正式名称で、それが分かりやすい表現であるというふうに、私どもとすれば考え
ております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） なかなか手強い町民課長ではありますけれども、やはり先ほどの事務手
続の一覧表の名前が果たして本当に遺族支援の立場に立った名前かということは、や
はりまた持ち帰って検討してください。

やはり私たちが気がつかない、経験なんてそんなにしょっちゅうするものではありません
けれど、そんなときになったときっていうのは大変遺族の方はもうつらい思い
をして、でもやらなきゃいけないという関係のものがあります。

やはり名前が分かりやすいものであれば、またそれから違う話もあって、サポート
もしていけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次です。私、今回の質問をするにあたり聞き取りをしている中で、見えな
い方、見えない職員の業務が非常に大きいなと感じました。それは4番目にその保健
師の業務についてということを書かせていただいたことです。

やはり聞き取りを行っていくと、その立科町は対面を重視するというのが本来です

けども、特にその対面をやるにしても前情報ってというのは、日頃の保健師の家庭訪問が大変大きな情報になっている。そして行政の保健師の業務ってというのは、乳幼児から高齢者に対する健康相談、保険相談、要するに健康教育、精神保健、精神障がい者の相談などなど、まさに誕生から墓場までということで、業務は大変多岐にわたります。

その中で、保健師が皆さん苦勞されていますが、その情報がなかったらやはり地域の中のどうやってこれから担当していくかという、ほかの課ですね、ほかのことがどうなるかというのはすごく分かりにくい。だからいろいろ聞きました。教育委員会にも聞きました。そしたらやはりその保健師の情報はとても重要ということで、今回その皆さんの仕事を表に出していきたいなと思いました。

それで1番目です。仕事の内容、地域の担当はあるかないのか、そういったところ担当課長で伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 答えいたします。

まず、町民課に所属している保健師は4名おります。保健福祉係に3名、高齢者支援係に1名です。仕事の内容につきまして列記をさせていただきますと、保健福祉係では国保保健事業、健康増進事業、保健委員会、高齢者保健事業、各種助成事業、予防接種、精神保健、母子保健、食育事業、健康ポイント事業などであり、それぞれの業務はさらに細分化されます。

1名は統括保健師の任務を担っております。地区担当は南部茂田井と西部、そして東部と3名で分担をしております、それぞれ主担当と副担当を配置しております。高齢者支援係の保健師の業務内容としては、地域包括支援センター業務、介護予防ケアプラン作成、介護予防事業、認知症総合支援事業、介護医療連携業務、介護者の会、生活支援体制整備事業、介護保険総合事業関係、地域ケア会議、認定調査、高齢者虐待などであり、行政の業務と地域包括支援センターの業務を兼務している状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 保健師の名前は、子ども教育課子育て支援係にも1名、名前ありますよね。ちょっとそこを確認します。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） 答えいたします。

教育委員会子ども教育課子育て支援係に1名、保健師がおります。担当しております業務ではありますが、子育て世代包括支援センターに関する事、母子父子寡婦福祉に関する事、少子化対策に関する事、子どもの貧困対策に関する事、また要対協の関係を担当しているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） そうしますと、やはりこの保健師という役、役というか係も二つの課にまたいでいるということになりますね。やはり、相談窓口が結局二つに分かれている、情報も二つに分かれている、そこがどのように密に連絡を取られているか、これどちらが答弁いただけますか。その辺りをちょっと報告をお願いします。町民課、お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

それぞれの業務で必要なことにつきましては、都度連携をとっております。

具体的な内容などにつきましては、突然のご質問ですので手元に資料を用意してございませんが、必要に応じてということで連携をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） それでは、先ほどからずっと聞いている内容そのものが、大変多岐にわたっているのは皆さんも聞いてお分かりのとおりです。その中で、保健師のマンパワー、やはり3名、1名、1名ということで、総勢4人だけで町の人口を担うような状況にはなりますが、この保健師のマンパワーは足りているのか、これは通告に出していますので答弁願います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

保健師の業務範囲にとどまらず、保険事業全体が現在増加傾向でございます。保健事業には保健師のほか管理栄養士や事務職員が必要ですが、管理栄養士に変えて会計年度任用職員の栄養士が当たっており、その場合業務範囲が限定的になります。自分については保健師が兼務をしております。

また、本来保健師業務には含まれていない地域包括支援センターや、教育委員会子ども教育課における子育て支援業務など保健師が兼務しておりまして、加えて近年特に新型コロナウイルスワクチン接種事業などが多い大きなウエートを占めている状況となっております、より多忙な状況となっております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） コロナのことは本当に大変だと思います。また、それがさらなる業務負荷かけているということで、多忙になっているというのは本当にそうだと思います。

それで、次に副長にお伺いいたします。

保健師の役割、これまで以上に大変重要になる役割です。この4名の人数でまず足りるのかどうか。そして、私は最初に人材の育成、職員の登用、男性保健師の登用の

考えはということで通告出させていただいていますが、この登用ではなくて採用ということでご答弁いただきたいと思います。副町長、お願いします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほどの担当課長の答弁と一部内容が重複するところもあるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

まず、保健師についてご説明をさせていただきます。保健師は保健師・助産師・看護師法において、厚生労働大臣の免許を受けて保健師の名称を用いて保健指導に従事することをなりわいとする者とされる国家資格であり、保健師として従事するには看護師免許と保健師免許の両方の国家資格が必要になってくるということでもあります。

その上で、看護師が主に病気の人を対象としているのに対しまして、保健師は健康な人も対象とし、病気にならないよう予防にも重点を置いています。地域が抱える健康問題も時代とともに移り変わってきておりますが、保健師は乳幼児から高齢者まで保健・福祉・健康分野とそれぞれ多岐にわたり、あらゆる人の健康維持増進のために専門性を生かして業務にあたっています。

現在、先ほど来話がありますように、町民課に4名、子ども教育課に1名、合計5名の保健師を配置しておりますが、保健師間の横の連携が必要であるために、昨年令和3年度から取りまとめや指導にあたる職種として統括保健師1名を任命したところであり、保健師のリーダーとしてまた後輩保健師の指導育成を期待をしているところであります。

また、男性保健師の採用と、登用といいますかについてであります。採用にあたっては今は性別に関係なく採用しているということで、男性保健師といった形での採用は難しいというふうに感じております。業務によりどうしても男性が必要な場合、場面が生じてくることもあろうかと思いますが、そういったときには所属の男性職員を同行させるなどの配慮を心がけていきたいというふうに感じているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 副長にちょっと再度質問しますが、その職員採用をそのままやるときに、特に保健師っていうことを表に出してやるというわけではないということでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

採用時には専門職として保健師の採用をしますので、保健師職として採用することになろうかと思えます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） 今保健師さんは引く手あまたというか、逆に人材が足りないと思います。他の自治体でもみんな保健師さんの採用を本当に苦労されているということも聞きました。

ただ、立科町がその対面を重視して、これからも行って町民相談、それなりに手続を行っていくというのであれば、こういった専門職の皆さんの採用は大変重要になってくると思います。ここはこれから将来のことを考えるのであれば、今の保健師さんはソーシャルワーク的な相談事が非常に多いし、高齢者や子供は当然ですが、障がいのある方も含む、そういった全ての方のサポートを一緒に聞いて、また元気健康になっていただけるように耳を傾けていく、これは単純にその健康だけの話ではない精神面のサポートがとても必要になる業務です。

募集というよりも、むしろ積極的に立科町はそういった町なんだということを広くアピールするようにして、保健師さんが私のスキルがここで役に立つんだったらというような、逆の魅力を持った町になっていくようなアピールの仕方を、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思います。

全てやってくださっている町民課の内容も大変悪くはないし、ただ私はやっぱりこれから町民目線ということで考えれば、足りないのではないかなっていうものがあるので、これから保健師業務に対しても、もうちょっと現場の意見をよくよく吸い上げて、そして何がこれからやっていかなきゃいけないかというのは、やはりコミュニケーションを取っていただいて進めていただきたいと思います。

先ほどの最終的には3と1で4の5、5人でやっている仕事ですけれども、果たしてこの5人という数字で全てが賄えるかどうか、やはり民間との事業が連携するべきではないかと私は考えますが、その辺りの町民課長の答弁をお願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

保健事業における民間との連携などにつきましては、成人保健、母子保健などの各種健診業務を医療機関などへ委託をしているほか、助産師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士などの専門職と、個別に契約をしている業務もございます。また健康の保持増進疾病予防のためのデータ分析を中心とした国保ヘルスアップ事業の一部なども、民間委託をすることとしています。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8 番（榎本真弓君） 町が情報提供するだけではなかなか難しいですけれども、先ほどのいろんな課のところと連携はしているということなんですけど、私はワンストップサービスの中で一番すごく重要、重いなと思ったのは情報発信、要はワンストップサービスになるための情報発信を、町がどんなふうにするのがいいのかなっていうのを考えております。

ですので、マイナンバーはこれからびったりサービスっていうものが行われていくので、情報発信に関してはそれぞれの町民がこのマイナンバーを取得したときに、このびったりサービスを活用して自分の知りたい情報をどんどん活用するっていうのが有りなんですけれど、先ほどの町民課長の事業連携っていうのは、あくまでも行政側の事業を連携するだけになっていて、町民目線で情報を提供できるというものがちょっと不足しているように私は感じます。

ですので、これから先は私の提案ですけれども、自治振興組合が子育て支援アプリっていうのを紹介をしています。これは「母子モ」っていう名前ですけれども、逆に子育てのお母さんがご自分子供の成長記録をすることもあります。そこに予防接種の情報とかそういったものが町と、要は連携をすることで逆に町が知らせることが遅くなった場合は、ご自分でそれ取得することができるっていうものです。それ以外にも成長記録がいろいろありますので、これはまた当然調べてまた検討してください。

もう一つは、障がい者の方のための「ミライロID」というものがあります。これは障害者手帳がスマホに入れることができます。当然スマホに入れて持ち歩くことができるので、障がい者の皆さんのための割引とか、お得に使える電子クーポンとか、バリアフリーの状態がどうなのか、あとは障がい者、障がいの種別に応じて生活に役立つ情報とかのお得な情報がそのスマホに届く。ですので、町が発信するものではなくても、逆にその相手町民がそれ取得することができるということです。

母子モも、こちらの見られるIDも、全部自治体と連携をすることができます。ですので、立科町のホームページを、それに合わせて障がい者用に本当に分かるように組み合わせを作るとか、それで母子モは当然子育て支援ですので、一番最初に私どもの町はあの第2子、第3子には30万、50万ということで出産祝い金を提供しますよね。子育て支援に。

そういった情報が、アプリを取られた母親のほうに自然に見る、連携をするので見ることができるんです。ですので、これからホームページも改良されるっていうことは聞いていますので、やはりこういったものを特化して、やはりいかに町民の満足が上がるかということのを常に意識しないと、これは担当課だけでそれをやれよといてもこれは無理だと思いますので、全体的にワンストップサービスっていうのはどういうものかということを考えていかないと分からない。分からないというか、気づきにくいかと思います。

この二つの名前は申しあげましたので、また調べていただいてどういうふうに町が提供できる、連携できるかということのをぜひ検討していただきたいと思います。

では最後です。町長にお伺いいたします。ワンストップ窓口による行政サービスのメリット、これはもう何がなくても町民満足度の向上となります。複数の手続が必要となる場合でも、それぞれの窓口を行き来することなく、同じ説明を何度もする必要がなくなります。

立科町は庁舎が小さいため、最初におっしゃられたように全てが同じフロアですが、それでもワンストップのほうが町民の手間は少なく、そして安心して相談や手続きができます。行政の立場から見ると、窓口職員の負担増を考えますが、業務の効率化を考えれば将来的にもその必要性を感じるのではないのでしょうか、町民の立場で考えていただいて、窓口業務の改善に向けワンストップ行政サービスサービスの推進について、町長の考えをお伺いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町民の皆様の利便性向上のために、行政サービスのワンストップ化は大変重要であるという認識を私もしております。

冒頭も申し上げましたけれども、やはり今は何ととってもマイナンバーカードの普及促進のほかに、国が推進するデジタルデータ化などによりまして、そうした社会に移行していくと考えております。

これも、冒頭述べましたが、例えば議員のほうからも話ありましたように、現状からしますと当町の役場の庁舎内、ワンフロア、見通しもよくて役場職員が受付などに出向いて、お客様の移動は最小限に、これも先ほど冒頭申し上げましたけれども、心がけておりますので、比較的ワンストップに近い状況であるというふうに認識をしておりますし、利便性がよいといったお声も町民の皆さんからもいただいております。

今後のデジタル化の進展にもよって、ワンストップ化の方向性は注視していかなければならないというふうに思っておりますし、必要とされる方策については検討を前向きにしていきたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 立科町は人口も少なく、非常に庁舎もワンフロアっていうことなんですけれども、やはりそこに甘んじては私はいけないと思います。こういう環境はかえっていいんですけれど、それ甘んじてしまうと意識が行政だけのものになってしまう、町民目線のワンストップっていうのはまた違うんです。

これは皆様が、いろんなサービス関係を受けられるとよく分かるかと思うんですが、民間はもういろんな意味で誘客、いろんな売り上げ増を立てるために、それぞれ観光客に対してどうやって戦略を練るかというのはもう常日頃考えているんですけれど、行政はやっぱり事務がきちんと行われるこの責任はあります。

ただ、行政サービスというサービスがついたときには、やはり相手は町民のためです。町民がここにきて余計なこともいろいろ言っちゃったけど、こんなふうにして言葉が、ものが解決したっていう町民目線に意識が変わらないと、ワンストップサービスってね、本当に分からないっていうか、気がつかないです。

何がワンストップになるのかというのは、やっぱり町民、悩んでいる人のサポートですから、その辺りはどんなふうに情報収集されるか、これからですけれども、やは

り行政のワンストップサービスを絶対自治体はどこもかしこもやっていきます。それで、ワンフロアだからいいなということで甘んじないで、やはり意識改革を持って取り組んでいただきたいと思います。

まとめます。進んでいる自治体のワンストップの窓口業務は、もう既に申告書を書かない窓口になっています。それは、相談に来たときに相手の方が話されたことを、こちらが全部書き込み、もう一度しゃべったことは二度書かなくてもいいように、相手の方がもう書く必要がない、申告書を書くことがない聞き取りのワンストップ窓口ができております。

つまり、総合窓口で職員の聞き取りに答えるだけで、申告書を完成させられるものです。これが、どんどん進んでいます。また申請書の書式の統一で、業務の効率化も挙げられます。過去に私も質問しましたが、押印の省略はますます進んでいきます。

実はこの通告を出した後に、ちょっと相談がありましてご提案をいただいた件があります。それは、空き家のことで町民の方からのご提案です。空き家相談窓口っていうのがないだろうかって言われました。そこには解体費用の見積り、そして解体後の土地の税金のこと、また解体するための町の支援制度、そして解体資金を調達するための資金繰りの在り方、金融機関の相談のことなど、これらを1か所で行うことができ、そしたら事前に相談に乗ってくれる窓口があったら、本当に安心して相談しやすくなるのではないかというものでした。

私は、もう本当にごもつともだと思いました。結局、やらなければいけないことは分かっているけど、その先がどんなふうになるか分からないので、窓口で相談をできれば一番いい、安心して相談に行ける。だから、空き家相談窓口っていう名前が適切かどうか分かりませんが、先ほどのお悔やみ支援、おくやみコーナー、おくやみ窓口、これもそうなんです。

要するに、相談に来る人は何を相談するか分からない。手続もしなきゃいけない。だけど、忘れたことがないように一緒に町が考えてくれないかなということ。この相談は大変私もよかって、今回は通告が先でしたので何もできませんけれども、これは行政のほうでもしっかりとこのことは取り組んでいただければありがたいと思います。

町民満足度向上のためのワンストップの行政サービスですので、今後も町の推進を強く望み、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、8番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時20分からです。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時20分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り会議を再開します。

次に、7番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 高校生支援について

2. 熱中症対策についてです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 本日最後の質問です。大変お疲れのことと思いますけれど、よろしくお願います。さて、私は二つのことについて質問をいたします。

一つは、高校生支援についてです。早速質問してまいります。

6月議会では切れ目のない子育て支援をとして、子育て家庭の経済的支援の強化を取り上げました。小中学校の高い学校徴収金を取り上げて、入学時の負担が重いこと、学校の徴収金が県平均よりも高いことを指摘し、町としての支援策強化を求めました。また高校生、大学生の支援の模索に近いということも指摘しました。

小中学校においては毎月の徴収日、小学校8,700円のうち5,700円、中学校では1万4,400円のうち6,400円が給食費であり、子供が小中学校に一人ずつ通うと給食費だけでも1万2,100円もかかり、コロナ禍にあって若い世代が経済的に厳しい家計を余儀なくされていることから、給食費の無償化をすべきであると迫ったところでは。

佐久地域で無償でないのは今や立科町佐久市だけです。町の英断を期待するところです。そして同時に求めました子供の医療費の自己負担分をなくす問題では、その議会以降、伊那市を含む上伊那地方の全市町村が窓口で完全に無料化となったこともお知らせします。

コロナ禍での若い世代の経済的困難を正面に受け止めたときに、この8月から南箕輪村、伊那市、辰野町、箕輪町、駒ヶ根市などが、次々と医療費完全無料化に踏み出していることをお知らせし、当町でもぜひ実施すべきであることを求めておきます。

さて、今回は子育て支援でも当町ですっぱりと抜け落ちている高校生支援について取り上げました。特に、通学の足が確保されていない問題は深刻です。町外の高校に通う高校生の足の確保を、どのように考えていらっしゃるのか。足の確保についての施策と給付制奨学金についてのご所見を、教育長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えを申し上げます。

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達や進路に応じて高度な普通教育や専門教育を受けることが目的とされております。したがって、高等学

校への進学は生徒自身の目標を見つけ、かつ保護者の了解の下に大学等への進学や職業選択の幅を広げるため、当町のほとんどの生徒が進学しているものと認識をしています。

また、高校進学につきましては、生徒と保護者双方の了解の下、通学環境等を把握し、その対応等も検討された中で進学先が選択されているものと思慮しております。町外へ通学する高校生の通学手段としましては、保護者による送迎、バス利用、電車利用、バイク通学、自転車通学、下宿と様々なケースが考えられますが、生徒によっては部活動、休日の授業あるいは塾通い等、移動範囲や通学、帰宅時間にも違いがあり、町による高校生の通学支援は現在考えておりません。

また、高校生には義務教育でないことから、国の制度として授業料無償制度、それから奨学金給付制度、さらに日本学生支援機構の奨学金制度がありますので、支援を受けることができますので、ぜひこちらをご活用いただきたいと思います。

なお、町では福祉医療費給付金において、高校生まで支給対象としており、高校生の支援にも取り組んでいるというところでもあります。

以上であります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ただいまの答弁ですと、最初から交通が不便だっということが分かった上で進学先を選んでいるので、町としては特に考えないというお話でした。

それでは質問に移りますが、町内を歩きますと様々な声が寄せられました。特に、立科町が気に入って移住されてこられた方のご意見は、本当に耳が痛くなりました。それは、「立科の学校給食の美味しさは本当に自慢できます。もっと大きな声でアピールして、移住につなげたほうがいいと思います」との力強いお声とともに、「町外の高校に通うバス便が不便すぎる。テストで早く帰れるときや土日の足がないのは致命的。子供が高校へ上がる前に引っ越した友人さえいる。鉄道がない町なんだからバス便をもっと増やさないと若い世代は入ってこないよ」と厳しく指摘されました。

また、「高校に通うときにバス便がないってことが、はじめから分かっていたんだったら移住は考えなかった」という方もいらっしゃいました。この声にどう応えるのか。公共交通の充実こそが町発展の基礎ではないかと考えます。

町外へ通学する高校生の足の確保について、教育長もご認識のとおり、多くは保護者が送迎しておりまして、それが大きな負担となっています。送迎も保護者同士が交代で送り迎えするなど、個人同士の負担となっています。

子育ては社会の責任です。バス便を増やすこと、親の負担なしで通学できるようにすべきです。高校生も立派な町民の一員です。彼らの不便さを解消することは、行政の責任ではないでしょうか。まず、この点についてどのようにお考えになるのか、町長のご所見を伺います。

高校生も立派な町民の一人です。その高校生たちが何百人と不便な思いをしている

と。このことについて、どうお考えでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町外へ通学する高校生にバスの確保、いわゆる支援をとという趣旨のご質問かと思えますけれども、先ほども教育長のほうから答弁しましたように、高校進学につきましては生徒と保護者双方は了解の下に通学環境等把握して、その対応等は検討される、対応等を検討される中で進学先が選択されているものと思慮しておりますが、また当町から高校生が通学する高等学校の所在地も、佐久地域、上田地域を中心として広範囲に点在をしております。

誰もが希望する教育の機会を得られるよう、高等学校へ通う生徒への通学支援をとの趣旨は十分理解できますけれども、義務教育ではない部分でもあります。現時点におきまして、町独自での通学支援は考えてはおりません。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 型どおりのお話でした。それでは、具体的に伺ってまいります。

まずバスの確保については、佐久市へつながる共同運行というのは始まりましたが、朝夕の5便だけで、しかも土日はありません。町内の高校生は、どれほど利用しているのでしょうか。その実態について伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

私からは、町内の高校生のバス利用者数につきまして申し上げます。町内のバス亭から町外へ通学していると思われるバス利用者のうち、学生定期券を利用しているバス利用者数は町内のバス亭から中山道佐久方面へのバス利用者は15人、中山道線上田大屋方面へのバス利用者は2人、丸子線のバス利用者は1人であります。合計18人の学生定期券の利用者がおりますので、町内の高校生で常時バスを利用されている高校生は18人と思われれます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町では毎年、大勢の子供たちが高校に進学するわけで、高校進学率は100%ですね。ということは、高校生に全員がなっているだけなんですけど、私の聞いているところによると、蓼科高校を利用される方は2割くらいだということになりますとは、圧倒的多くは町外の高校に通っているということになります。

それでちょっと今のお話ですが、バス代の補助制度というのはありますか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

バス代の補助はございません。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 補助制度はないんですね。町長のおっしゃったとおり、義務教育ではないので特段支援する必要もないというお答えの結果だと思いますが、ちょっと紹介しますと私が子育てで大変力を入れているという小海町ですね。そこでは、高校生の通学費補助が、鉄道を利用する高校生には定期券の3分の1を補助しています。こういふことで、最初からちゃんと足を確保するという点では支援が行われているんですね。

それで、もう一つじゃ違う角度からですが、平日日中、土日祝祭日の運行について、例えば先ほど申し上げましたけれどテストで早く帰るとか、あるいは土日に高校のイベントがあつたりして出かけなきゃなんないようなときにも、バスがなければ行かれないわけですが、この土日の運行、平日日中の運行については観光客や山のペンション利用者の足の確保にもつながるといふことで、私もずっと求めてまいりました。

ニーズは高いと思います。バス便を増発すべきではないかと思うんですが、こうしたニーズ調査はされているのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中山道線減便にかかる佐久市千曲バス株式会社との打ち合わせでは、特に利用者が少なく需要がない便を廃止することを決定した経過がございます。実際、昨年9月に一週間実施した中山道の利用実態調査では、立科町から佐久方面へ乗車した利用者に聞き取りを行った結果では、観光の目的の方もいらっしゃいましたが一週間で減便の予定となる23便を調整し、利用者は34名で、1便当たりになると1.5名という結果でございました。

この結果から、バスの運行ではなく効率的で自由度が高いタクシーを低運賃で利用できるサービスを検討し、たてしな定額タクシーチケットを導入しており、バスではございませんが住民や観光客に対応する公共交通の確保に努めております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） こういうのって相関関係で、バスが少ないとなると利用が少なく、利用が少ないとバスがまたさらに少なくなるというね、そういう悪循環がなんですよ。

だから、バスの便をきちっと充実させれば、じゃあ利用してみようかということにもなるということは、これは一般の交通の専門家も指摘しているところなので、これは申し上げておきたいと思います。

次に、蓼科高校へ来る高校生の足の確保については、町がバスを用意していますね。そのバス便を町内の高校生も利用できるようにすべきではないかと。これも町民の方から多く指摘されているところです。年間の負担額は幾らになっていくのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

町が財政支援を行い、蓼科高校育成会が運行しております蓼科高校通学バスは3路線ございます。蓼科高校から東御市の田中駅、佐久市の中込駅、小諸市の小諸駅、東小諸駅を結ぶバス運行をしております。

この3路線の通学バスを、町内から町外の高等学校へ通学する高校生に利用できないかのご質問ですが、3路線共に朝8時前後にそれぞれの駅を出発し、蓼科高校まで運行しております。また、午後4時30分と午後6時30分に蓼科高校からそれぞれの駅まで運行しております。

したがって、蓼科高校通学バスを町内から町外の高等学校へ通学する高校生が利用することは、高等学校の所在地が佐久地域、上田地域を中心といたしまして広範囲に点在する中、難しいものと思われま。

続きまして、蓼科高校育成会が運行しております通学バスの利用者負担額であります。乗降車するバス亭によりそれぞれ額が違いますので一概に申し上げられませんが、参考までに1か月の定期代ですが蓼科高校から田中駅まで1万7,800円、東小諸駅まで2万1,900円、中込駅まで2万2,100円であります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私もホームページを見ました。そうすると、1回の回数券と1回の分、例えば田中・蓼科高校だったら1回だったら720円になるんだけど、10回だったら5,300円ということで、約6割分の軽減になっているんですね。

この軽減分っていうのは一体誰が出しているんですか。定期代なんかの。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

立科町から蓼科高校のほうへ財政支援をしております。先ほど申しましたが、このバス自体が蓼科高校の育成会のほうで運行しております。それで、当然町からの支援、それとここで定められているバス代の収入、その差額を町が支援しているということでもありますので、この額自体は育成会のほうで定めているものであります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 年間の育成会への負担額は幾らですか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

令和3年度の実績で申し上げますけれども、通学バスの運行委託料ですね、こちらにつきましては2,656万円ほどであります。通学バスの定期代等の収入につきましては、令和3年度の実績であります。合計で1,166万円ほどであります。差し引きまして1,500万円ほどでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうなんですよ。蓼科高校には大変大きな財政支援をしています。ここで町長、伺いますけれど、蓼科高校に通われる町外からの高校生には1,500万円補助をして足を確保していると。便宜を図ってやっているんですよ。

ホームページを見ますと、こんなことが書いてありました。徒歩や自転車通学はもちろんのこと、通学の路線バスに加えて蓼科高校独自の学校バス（有料）もありバス通学も可能です。これらのバスを利用すれば上田市や東御市、長和町、小諸市、佐久市など、少し離れた地域からでも通学できます。また、時間についても最終便は18時半学校発で、多くの部活動がこのバスに乗れるよう工夫して活動をしていますので、バス通学であっても部活動にも参加できますと。

私、大変気の利いたというかね、目の行き届いたというか、暖かい政策展開だろうとは思うんですね。つまり町長は今、そういう交通なんかのことも含めて通学先を決めたんだから、それはもううちで支援することではないよとおっしゃったんですけど、蓼科高校に行く高校生についてはしっかりと支援されているんですよ。

ある町民はこうおっしゃいましたよ。町外の高校生に税金を使ってね、町内の高校生に支援がないっていうのはどういうことなんだと。おかしいのではないかと。私もそう思います。この声にどうお答えになりますか、町長。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これは議員、どちらの皆さんからお話を聞いたか分かりませんが、基本的に蓼科高校の存続発展というものをどのようにお考えになっているのか。そこがやっぱり一番の私はキーポイントだと思います。

蓼科高校は、この立科町にある唯一の県立高校です。これはご案内のとおり、もう古くこの立科町の地域の住民の皆さんが、みんなで木工を担いで造った高校です。その地域高校を何としても地域に残し、その地域高校を何としても発展をさせていく。

ところが、今現在も皆さんお分かりのとおり、子供たちの数も減っています。と同時に、先ほど来から申し上げているように、子供のやっぱり進路というものはそのご本人、生徒とご家庭、親の考え方によって先ほど来から申し上げているようにそれぞれ行く高校も違います。全て蓼科高校へ来ているわけではありません。

しかしながら、地域にある高校がもし、これがバスやそういった今おっしゃっていただいたような支援体制がもしなくなったとすれば、これは誰が考えても上田や小諸や佐久方面から来るとおっしゃいますか。そういったことを、しっかりと私たちの立科町がこれだけのことを支援しているんだから、ぜひ立科町に来ていただきたい。それでも、今の現状はお分かりのとおり大変厳しい状況であります。

しかし、この蓼科高校がなくなった場合どうなりますか。地域に子供たちの声が聞こえなくなる。そして立科町全体の活性化も、これもなくなっていく。そういった大

きな岐路に立っているわけです。そういったことも含めて、私ども蓼科高校に対する行政というよりも、地域を挙げて蓼科高校を支援していくという考え方の上に立って考えれば、少なくともできるだけ地域の子供たちは蓼科高校に通っていただきたいという思いなんですよ。

そのことを、やはり地域の人たちがそれをしっかりと後押ししていただかなければ、誰がその後押しをするのでしょうか。私は常々今思っていますが、地域高校なくして地域の発展はなし、このことが今まで皆さんもいろんなご意見があるでしょう。しかし、そのいろんなご意見に対して、真正面から私たちの地域行政はそこに立って、それに対する支援というよりは、しっかりと守り育ててきたわけです。そのことだけは忘れないでいただきたい。

ですから、だからといって他の地域も同じじゃないかという考え方に、どうして至るのですか。私は、そのところが理解できません。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町長の蓼科高校への愛は本当に強く受け止めています。誰もそれをなくせて言っているわけじゃないんですね。同様に、立科町の町民の高校生があちこち行くのに大変苦勞しているということを、救わなくていいですかと、手段を使つかわなくていいんですかということを申し上げているんです。

ここは誤解がないように、蓼科高校私は存続しなきゃいけないし、長野県の乱暴な高校再編には断固反対の立場です。守る立場です。しかしそれと同時に、町内の高校生が自分の希望する高校に通いやすい条件を整えるのも、行政の仕事ではないですかということを申し上げます。誤解のないようにお願いします。

ということで、具体的なまた質問に移ります。先ほどの学校バスの話なんですけど、この時刻表見てみますと、朝3便ですよね、夕方に6便あります。例えば、田中駅8時10分で蓼高に着く便がありますが、例えばこれを蓼科高校から朝7時半に出して、田中に行く高校生の足を確保する。

そしてまた、蓼科高校学校を出る6時半っていうのがありますが、それを例えば田中駅のほうから6時15分くらいに出発するような足に、つまり往復ができるようなね、向こうから来るときは立科住民の高校生を乗っけてくるような、そういうバス便の増発、補完をする。向こうから来る子と、あるいはこちらの高校生、蓼高の子を送るだけではなくて、それぞれの駅に町内の高校生を送り、また連れてくるということをしてきかないのかどうかですね。

今のところこの支援が、学校バスの支援が先ほど1,500万ですか、ありましたけれど、倍、考えてもね。単純に倍にすれば、朝夕の足の確保、蓼科高校が起点になるかもしれませんが、それはできますよね。そういうことが考えられないのかどうか。これは過疎債の関係もあろうかと思います。

また先ほどの平日の日中とか土日祝祭日や、今朝2便、夕方3便になっているんで

すけど、その日中の部分を増発するために、増発してね、いろんなシチュエーションに対応したり、来町する観光客なんかにも対応するための増便を過疎債なんか使ってできないのかどうかですね。

ここら辺のどうやって足を確保するか。私は足を確保する、高校生たちの通学の足を確保することはとても大事だと思うんですね。そこを、考えられないのかどうか、ルートは同じでもいいですけど。行くときは空、帰りはいっぱい乗せてくるっていうんじゃないくて、行くときも町内の高校生を乗っけて、また駅からまた連れてくるみたいなことができないのかどうかですよ。

この最終の便も、蓼高を6時半ですよ。中込駅に着くのは7時10分なんです。でも、部活が終わるとね、大体そのくらいの時間になるんだそうです。だから、中込駅から町民の高校生を乗っけてきてもらうんです。そうするともちろんバスの往復のお金がかかるとは思いますけれど、その分は当然お金かかるんですよ。かかるけれども、通学圏を保障する親がいちいち送り迎えするっていう負担からは逃れられるっていうか、軽減することができるわけですよ。

そういうことが考えられないのかどうかっていうこと、この点について私が具体的な提案としては学校バスの問題と、それから中山道線の増便の問題と、過疎債を使ったところに公共交通の充実っていうのがちゃんと載っていますよね。その中に、検討していただけないのかどうか。

何十年来となく高校生は、親が送り迎えするもんだと。蓼高の子はちゃんと守って、できるだけ来てもらうように手当てするけど、町外に行く分は自分で考えてくれよっていうんじゃないくて、やっぱりそういうことができないのかどうか、具体的なバス便の増発拡充についてお伺いします。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、村田議員さんにご理解をいただきたいのは、蓼科高校育生会の運営をしております、この通学バスでありますけど、これはいわゆる旅客運送法によります、貸切方式であります。あくまでも貸切ですので、路線バスとはちょっと形態が違います。したがって、原則はそれ以外のものは乗車できないということがあります。

それから、もう一つは貸切の場合は定員以上になった場合については、いわゆる席がありますよね、40人乗りとか、中型が35人乗りとか言われるんですけど、いわゆる座席の数以外は乗車できないと。路線バスみたいにつり革につかまるとか、そういったこともできないという規制があります。そのようなことからしますと、現状ではこの便を使ってというのは難しいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 私からは、中山道の増便についてお答えいたします。

中山道線は当町単独ではなく、佐久市と当町で委託運行を行なっているものでござ

います。先ほども申し上げましたが、昨年の10月に千曲バスの自主運行が廃止されて、佐久市さんと運行业者の千曲バスも交えて打ち合わせをした結果、その時間帯、あとその日、土日祝日、平日の日中は利用者が少なく、需要がない便で減便をするということがもう一旦決まっているものでございます。

実際にあの調査した結果も、先ほど言ったとおり1便当たり1.5人で、本当にバスとしての運行としては少ない状況でございますので、バス便ではなく、先ほど言ったたてしな定額タクシーチケットのほうも利用していただければと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 蓼高の貸切方式分かりました。そして、増便ができないっていう話も分かりましたが、それではこれからもずっと町外の高校生については、親の送り迎えに期待すると、そういう態度でいいんでしょうか。それは自己負担で、その高校に決めたのはあんただけの責任だから自分で何とかしないよっていうことなわけでしょうか。

もしそうであるとすれば、私一言申し上げたいと思うんですね。これだけ親が負担をして、朝早くの部活や終わった後の送り迎えする親の苦勞を見たり、自分自身も大変不便な思いをして、帰ってきた高校生が卒業して働いたときに、また立科町に住もうと思うのでしょうか。自分が子供を産んで育てて高校生になったら、とても立科町ではやってかれないぞとそういうことを日々生産しているんじゃないですか。そう思わせているんじゃないですか。

先ほどお金が黒字にはならない、赤字続きだっておっしゃったけど、やっぱり鶏が先か卵が先かなんですよ。交通が便利になればやっぱり大勢の方は利用するんですね。不便だからもう最初から期待しないってこともあるんです。でも、山の方たちからはだんだん高齢化になって車では来れないけれども、もしバス便があれば来たいということも聞いているんですね。やっぱりここは私は政策的にもっと増やすべきだと思います。それに何よりも、その考え方ですよ。町外の高校に通う家庭は、自分で努力しなさいよっていうことでは、魅力ある町には、この町に住み続けたいとは思わないと思うんですね。

実際、本当にショックだったのは、高校に入学するようになった家庭は、引っ越したって人がいるんです。通いきれないから。そういう現実があれば、せっかく移住定住を促進しているのに、これマイナスの方向じゃないですか。幸いにもちっちゃいけど、本当に不幸なことというかね、過疎地域に指定をされて、過疎債が使えるようになった今こそ、公共交通をきちっと充実させるべきだっていうふうに思います。これについて、足の確保を最優先にすべき、それが町発展の大前提だということをお知らせしておきます。

これ以上言っても全然、平行線になっちゃうので答弁を求めませんが、それなしに

町の発展はありませんし、高校に通った人が帰ってきて町で子育てしようとは思わない人を増やすことになるということは申し上げておきたいと思います。

次に行きます。次に、そうは言っても自力で通学する場合、高校生の支援です。遠かったりバスバス亭からも遠かったり、土日なんかも含めて自分で自力で行きたいという人のために、親に負担かけられないと自転車で通学する高校生もいますし、バイクの人もいます。

立科町からは佐久市、小諸市、上田市など通学路は坂の連続、変速機つき自転車などを利用することになります。また15歳になれば50ccなどの電動自転車で通学する子もあります。自転車やバイクの購入費用の補助制度をつくるべきではないでしょうか、答弁を求めます。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

町外へ通学する高校生の通学手段につきましては、先ほど教育長から申し上げておりますが、保護者による送迎、バス利用、電車利用、バイク通学、自転車通学と様々でありますので、自転車やバイクの購入費用に限定した町独自の補助金制度につきましては、現在のところ検討してないところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） いろんな手段で通学しているので、そこばかりっていうふうにおっしゃるかもしれないけど、そうではないんですね。これも補助をする、これを補助するってたくさんの補助メニューがあつてこそ、あつてこそ安心してどこの方面にも通えると、そういう町をつくるってことが大事だというふうに思います。

これについても考えてないっておっしゃったので、これ以上のことは言えないんですけど、これは考えるべきです。ということ、意見を申し上げて次へ行きます。

次、3点目は給付制の奨学金問題です。以前町出身者の方から6,000万の寄付をいただきました。そうした寄附金を活用して、給付制の奨学金制度などに充てたらどうでしょうか。

両角町長も、高校生の奨学金創設を検討したいとおっしゃっていられたこともありました。その後の進捗はいかがでしょうか。町が返さなくてもよい奨学金をつくって、高校生を応援している町の姿勢を示すことになると思います。奨学金はぜひつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今議員のほうから、両角町長は高校生の奨学金制度という話をされましたが、私は議員時代に一度もそんなことを申し上げた経緯はございません。

要は、この地域に、この地域から出ていった、いわゆる大学やそういった外に出てった皆さんに、学生がこの立科に帰ってきて活躍していただきたい。そのための帰っ

て来たときの、要するに奨学金をお借りした皆さんに対しての支援はということとは、当然考えましたけれども、高校生ということは考えておりません。

それからもう一点、ここでちょっと申し上げておきますが、いわゆる蓼科高校に通っている子供さん、これは立科中学から蓼科高校に通っている子供さん。確かに数は今どんどん減っています。

この子供さんたちはどうしていると思いますか。町から補助を受けているのでしょうか。町の用意したバスに乗っているのでしょうか。そうではないですね。そのことは、やはり先ほど来から申し上げているように、それぞれの地域、学校に通う子供さんの意思決定、それに基づいてそれぞれの地域に通学をされている。

蓼科高校も同じです。地元だからどうのこうのじゃないんです。バスを蓼科高校が用意しているのは、あくまでも蓼科高校に来る立科中学の子供さんがみんな行けば、蓼科高校は成り立つんですけども、それができないからこそそれぞれの地域から来ていただくためには、やっぱり足の確保が必要だ。そのために、立科町はその皆様方に支援をしているわけです。そのことだけのご理解を賜りたいと。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 認識が間違っておりまして、両角町長ではない町長さんの発言だったと思います。失礼しました。訂正します。

さて、奨学金ですけれども、給付制の奨学金ということが今大変話題になっています。というのも、みんな若い世代が大変厳しくなっていて、教育ローンという形になって、結局返さなくちゃいけないということで、給付制、返せなくてもよい奨学金制度をぜひつくってほしいというのが、大きな運動になっているんですが、それさえもできてないのが当町なんですね。

これまた小海町を紹介させてもらうんですけど、奨学金の貸与は進学なんかの希望者に対して無利子で貸与をしているんですが、これまたびっくりなんですが、高校は月額3万円以内です。大学に通う子供は月額10万円以内で、返済は卒業1年経過した後、貸与期間の4倍の期間内で返せばよいと。

例えば3年だったら、三四、十二年、措置期間を含めれば13年間かけて返してくればよいという制度がありまして、これがなんと平成11年からできているんですね。もう既に25年くらいたっているんですけど、これが本当びっくりしました。こうやって生活の厳しい家庭を支援しているというのがあるんですね。

さらに、大学なんかに進学する場合の支度金が30万円ってのがあるんですね。これもまたびっくりですよ。30万円。これは、支援金なので返さなくてもいいんです。大学に行くときには30万円差上げますと。そのほかに奨学金の返済支援ね、これは立科町でも始めました。町内に住んでいただいている方には、奨学金を返済する額を支援するというので、返済金額の2分の1、上限15万、それから町内事業者就職した場合には3分の2を免除、それから看護師とか保健師、介護福祉士、人

が足りないところですけど、そういう方として就職した場合には、なんと4分の3の支援をして、奨学金返済に便宜を図っているというのが、こういう制度がもうとっくにできているんですね。

こういうのをホームページで見ると、これはどう考えても新たに移住したい人は、小海町いいなってこう思うと思うんですよね。競争しちゃいけないけれども、やっぱり各地域でどれだけ子育て支援に力を入れているかってのは、やっぱり制度のどんなものがあるかってことにかかわってきますし、ここは私つくるべきではないかなと思います。

それで、先ほどお答えがなかったんですけど、奨学金はぜひつくるべきだと思うんですが、立科町には財政調整基金が12億2,800万あります。ふるさと活性化金7億6,000万あります。約20億あるわけですね。50億円の財政規模に対して20億円なので、4割の貯金を持っていることになります。

ためておいていざというときに備えるってのはお考えだと思うんですけど、今生きている人たちを支援するってことがとても大事な時期だと、特にコロナ禍で痛めつけられている家計にとっては、今支援することが本当に重要ではないかと思います。

奨学金はぜひつくるべきだと思うんですけど、せめて研究をするというお言葉はいただけないでしょうか。つくりませんなんて、キッパリ言わないでですね。こういう大変なときだからこそ、よそを研究して少しでも家計の負担を軽くするための制度として考えたいと、研究したいというお言葉をいただけないでしょうか、町長、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、財政調整基金、ふるさと活性化基金を活用したらという話がありました。これはもう当然議員もご案内のとおり、財政調整基金というものは当然災害復旧だとか、地方債の繰り上げ償還、あるいは他の財源が不足したときに充てる財源でありますし、そのために設置をしている基金であります。

いざというときの基金というものは、そのときに幾ら必要があるかということとは分かりません。しかし、今のこういうご時世の中で、国を見てもあのようすごい額が毎年のように出ているわけでありまして。これは末端行政にとっても何が起こるか分かりません。そういった意味ではこの基金は大事であります。

また、ふるさと活性化基金というものは、当然そのための目的基金であります。こういったものはそのために使う基金でありますので、それをどこかに振り向けということとはできません。

それから、こういった基金制度をどうにかというお話でありますけれども、これ何度も申し上げますけれども、少なくともそういったご家庭の皆様方のお考えに対して、私は反対もしません。当然そのご家庭が決められたことについては、その道を歩まれるということは当然であります。

したがいまして、蓼科高校に来る子供さん、そのご家庭も同様であります。やはりそのところに、地域としてどういう視点を持って進めるかということが、一番の重要な支援であるというふうに私は思っておりますので、この問題については活用するというを考えてはおりません。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 大変残念なお答えですね。町が移住定住を促進して、一人でも多くの方に来ていただきたいということで、例えば今度は保育園の跡地を宅地分譲します。そういう方たちに、もし万一、高校生になって町内だったらいいんだけど、町外に行くときは送り迎えが必要ですよという現実が知らされたときに選ぶでしょうか。

そういうことは私も大変心配するんです。蓼科高校があることは私たちの誇りだと思いますし、子供たちが通ってきて元気な声が響かせていただく、また町内にいろんなところに立科学で歩いていただくことはとても活気があっていいことだと思います。

しかし同時に、立科町民の高校生だってとても大事な人たちなんですよ。そういう方たちに対する支援がない、奨学生も考えないというのはあまりにも冷たい、寂しい話かなっていうことを申し上げておきたいと思います。

次に移ります。熱中症対策についてです。

気候危機の影響で酷暑が続き、熱中症で救急搬送される事態が続いています。町の対策を伺います。

今年の夏も30度以上や40度近い猛暑日、酷暑日が続く、救急車で搬送される人が急増しました。有線でもクーラーをためらわず使い、暑い日中は外に出ないようにと注意を喚起する放送が流れたところでした。

今や気候危機は、危険を感じる暑さとなって、涼しいと言われてきた信州立科町でも、現実的脅威となって迫っています。具体的な熱中症対策が求められます。特に今年にはコロナ感染症が第7波を迎え、日本は世界一と言われるほどの感染爆発が続き、それに対して政府は全く無策、何の手だても取らず、医療現場は逼迫しており崩壊寸前です。

加えて、熱中症による救急搬送が増えている事態に、かつてなく命が危険にさらされているのが現状です。熱中症による救急搬送を少しでも減らし、命の危険から守るためにも今や必須アイテムとなっているクーラー設置について、その補助制度新設を求めるものです。

クーラーはかなり一般的になったといっても、電気代が高くつくことからまだまだ設置されていない家庭もあります。そこで、クーラーをためらわずに使うためにも、設置補助制度が必要と考えます。町長のご見解はいかがでしょう。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） じゃあ、お答えをさせていただきます。

近年は、全国で熱中症警戒アラートといったものが運用されております。これはある指数などを用いて、熱中症の危険度、危険性が極めて高い環境になると予想される日の、前日の夕方または当日の早朝に都道府県ごとに発表されるということでありませす。暑い日が続くときはこうした言葉をよく耳にするようになりました。

さて、今シーズンの佐久管内の熱中症疑いによる緊急搬送者数について、佐久広域連合消防本部から提供された情報を集計しましたところ、5月30日から9月4日までの期間について、佐久管内で120名、うち立科町は7名ということでございます。町ではこれまでも熱中症予防対策について、広報誌への掲載のほか川面消防署と合同でケーブルテレビでの放送などにより、注意喚起をしているところであります。

ご質問のクーラーと申しますか、エアコンの設置に補助金をと申したことでありますが、受益者にとって補助金制度があればそのほうがよいということは理解はできますけれども、町独自に補助金制度を設けると申すことは、慎重でなければならないというふうに考えております。現時点ではご質問の件について、ご意見として承っておきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町内クーラーかなり一般的だと思うんですけど、設置状況は把握されていらっしゃるでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

クーラーと申しますか、エアコンの設置状況などについて、町では集約をしておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私もよく分からないんですけど、でも歩いていくと高齢者宅を中心にまだまだ設置されていないお宅も多いです。それで、非課税世帯など経済的に弱い立場に置かれている世帯へのクーラー設置補助の施設を求めたいと思うんですが、これちょっと紹介いたしますと、例えば茨城県の阿見町というところは5万円まで、立科町と同様にとっても涼しいであろう岩手県の山田町というところは5万円です。やっぱり非課税世帯です。

それから、これまでは自宅の持ち家の人だけが補助対象だったんですけど、アパートとか賃貸にも拡大しています。ここも上限5万円です。魚沼市とか川越市なんかは最大8万円、地元業者から設置工事やなんかしてもらった場合には、補助が上乗せされて8万円っていうところがあります。

岩手県のその山田町では、今年度の4月から設置基準をつくったばかりです。実際

に行われているんですが、8月から行われているんですけど、それまで設置されてなかった4月から8月の末までに設置した人も申請オーケーですよということで、支援をしているそうです。

私も佐久広域の消防署に聞きましたら、救急搬送されてなんとこの令和4年のほうが3年より多かったですよね。この間、6月、7月、8月と、なんと10件も立科町町内から熱中症の疑いで緊急搬送されています。そのうち、10件のうち9件は部屋の中で熱中症になったそうです。

去年の3年度は3件だったということなので、今年の夏、いかに熱中症になった人が多いかということ。しかも屋内でなっている人が多いってことが分かって、これは大変だなんてことを強く思いました。

ということで、今の申し上げましたけれど、今までは必要もないような涼しい町だったんですけど、この間立科も30度を超えるような日が連日続くようになりました。特にコロナでは外出は控えてくれということで、在宅で過ごす時間が大変多くなりましたので、余計に心配が増えたんだらうということも言われているところです。

これを機会にクーラー設置補助、まず手始めに非課税世帯からとか、あるいは補助率を変えてもいいんですけども、町内の事業者にも施工してもらった場合には補助率を上げるとかいう形で、経済支援、事業者支援にもなりますし、そういうことを考えていただけたらどうかと思います。ご紹介しましたけれど、それについてお聞きになってどうなのか、伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 答えいたします。

補助制度ということでございますけれども、先ほど町長も述べましたとおり、そのような制度があればあるに越したことはないということはあると思いますが、必要とされているものについても置かれている状況で多岐にわたるといふふうに思われます。現時点で質問の件は、ご意見として承りたいというふうに存じます。

また、趣旨としては若干異なりますけれども、エアコンの購入ということに関して申し上げますと、長野県が実施している信州省エネ家電購入応援キャンペーンというものがあります。これは期間中に対象店舗で対象の省エネ家電を購入いただいた長野県民の皆様、製品に応じてキャッシュレスポイントをプレゼントするというので、そちらもお調べいただければと存じます。

また、他の自治体がとっている政策ということにつきまして、このエアコンの購入ということにつきましては、熱中症対策ということのほか趣旨とすれば省エネ、環境エコこういった趣旨で導入しているところもあるというふうに伺っております。

ですけれども、町長といたしましては現時点ではそういったことは、ご意見として伺っておくということで、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町民課長、ありがとうございます。私、長野県の省エネの問題も
いうつもりでおりましたので、ご紹介いただきまして本当に心強いです。

県でも推奨している、省エネも含めてあるものですから、ぜひこれはもう考える時
期に来ていると。これだけ緊急搬送が多くなり、そしてまた消防署や医療機関が大変
コロナも含めて逼迫している事態を考えると、救急搬送の件数を少しでも減らすとい
うそういう意味合いもあるかと思いますので、これはぜひ考えていただきたいという
ことを申し上げておきます。

次に、2点目、そうは言ってもなかなか補助にクーラーはつかないということで、
次のベターな話として、公民館、老人福祉センター、地域集会所など、クーラーが設
置されている公共施設を居場所として一部屋を開けると。誰がいつ来てもいいよとい
うふうに、政策として提供したらどうかなど。

今までは使用許可を出して予約しなければ使えなかったんですが、この夏場に限っ
てはこの部屋は涼しくしておきますから。どうぞおいでくださいというようなことを
やったらどうかなど。みんなの談話室とか、みんなの避暑地とかですね、そんな名前
をつけていただいてそういうことも、すぐクーラー設置位の補助ということにならな
いとならば、事前の策として利用する、今ある施設を利用してもらうという考えは
いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

以前、クールシェアという活動が環境省を中心に呼びかけられました。これは涼し
い場所に集まってシェアをするといった趣旨で、長野県でも信州クールシェアスポ
ットとして募集をしております、公共施設などもその対象とされておりました。

この活動の主眼は節電による省エネといったところですが、内容としてはご質問の
居場所として利用できるものと考えております。現在は、新型コロナウイルスの感染
拡大に伴いこうした活動の呼びかけは控えられておりますが、事態が落ち着きました
ら状況によって考慮をしたいと考えております。

なお、このうち中央公民館につきましては、グループ活動や会議等でも利用されて
おり、熱中症対策の居場所と限定をして提供することは難しいのではないかと考えら
れます。

また、地域の公民館等につきましては、それぞれの地域の皆様のご判断にお任せし
たいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） やっぱり環境省でもクールシェアというふうに考えて提案があつたとい
うことを知りまして、勉強になりました。この点については、これから検討してもよ
いという前向きのお答えいただきましたので、ぜひ来年度も酷暑猛暑が続くであらう

ことは想像に難くないので、ぜひこれをご検討いただければなと思います。

最後に時間になりましたので、まとめたいと思いますけれど、最初のこと、前も町長私が提案すると、よそはよそうちはうちっていつもおっしゃるんですけど、よそのいいところはやっぱり真似をしていただきたいと思いますし、何よりも立科町に住んでいる高校生が、町外の高校に行くっていうのはそれは選択の自由ですから、必ずうちの蓼科高校でなくちゃいけないってことは誰も言えないわけですよ。

町長さんのお子さんは蓼科高校でしたか。よく分かりませんが、誰も職業選択の自由と同様に高校選択の自由もあるわけですよ。そういう自由を保障してあげる上でちゃんとそれぞれの場所に行かれるように保障してやるのが私、立科町にはお世話になったのと、よしここで帰ってきて立科町のためにがんばろうという高校生を増やすことになると思います。

今のままだったら、あそこは不便だからとても暮らすことはできないなという人を増やすことになるんじゃないかと、私は大変心配しています。私が立科町がとても好きだからです。いいところです。ここにずっと住み続けていただきたいし、子育てをしていただきたいと思います。そういう町にぜひ一緒に力を合わせてつくっていくのではないのでしょうか。私も一生懸命勉強して、これからも提案をさせていただきますので、ぜひきっぱり断らずに、前向きにご検討いただきますことを心からお願いしまして、質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時21分 散会）